FIT制度・FIP制度

再生可能エネルギー電子申請

操作マニュアル
【事前変更届出】
太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス

第３７版　２０２３年１２月１４日

1-1.ログイン/ログアウト(共通)

申請手続き等を行う場合

再生可能エネルギー電子申請ホームページ

にアクセスし、ログインを行います

※対応ブラウザ： Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

ログイン方法

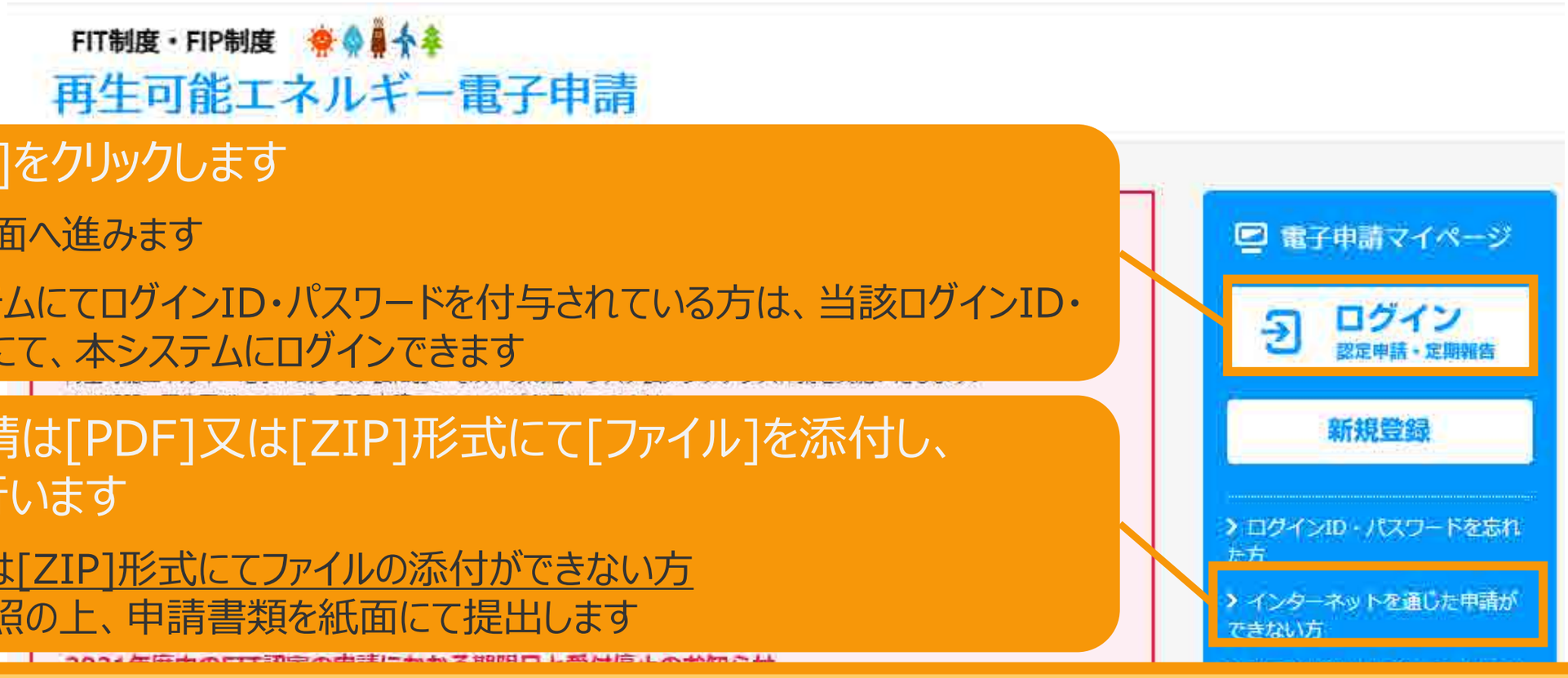

[ログイン]をクリックします

ログイン画面へ進みます

※旧システムにてログインID・パスワードを付与されている方は、当該ログインID・パスワードにて、本システムにログインできます

電子申請は[PDF]又は[ZIP]形式にて[ファイル]を添付し、申請を行います

[PDF]又は[ZIP]形式にてファイルの添付ができない方
こちらを参照の上、申請書類を紙面にて提出します

複数の変更手続きを同時に行うことはできませんので手続きの順番はお気を付けください。
提出した手続きが認定・受理されてから次の手続きを行ってください。

1-1.ログイン/ログアウト(共通)

発行済みのユーザ名、パスワードを入力します

ログイン方法

[ユーザ名](半角英数字)
[パスワード](半角英数字)
を入力します

[ログイン]をクリックします

マイページ画面が表示されます

1-1.ログイン/ログアウト

[ログイン]に成功するとマイページが表示されます

再生可能エネルギー電子申請

ログアウト

マイページ | 認定設備 | 認定申請 | 定期報告 | ユーザ情報 | システムに関する問い合わせ

メニュー

- FIT認定申請入力
- FIP認定申請入力
- 認定申請一覧
- 認定設備一覧
- みなし認定設備一覧
  28年度までに認定を受けた方は初めにこちらより移行手続を行ってください。（設備ＩＤが「Ｆ」で始まる設備を除く。）
- 提出一覧

詳細情報は、「認定申請一覧」画面にて検索を行うことで確認できます。
※左記メニューの「認定申請一覧」のリンクをクリックすることにより「認定申請一覧」画面に遷移できます。

※各申請状態の詳細は以下の一覧表をご確認ください。
申請状態一覧.pdf

各変更手続きによって、変更可能な申請項目が異なりますので、ご注意ください。
以下の一覧表をご確認頂き、変更する内容に応じた変更手続きを行ってください。
各変更手続きの変更対象項目一覧表.pdf

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

2-1.変更手続/共通

マイページにログインしている状態で操作を行います

※各種手続により、変更可能な申請項目が異なるので
「各変更手続きの変更対象項目一覧表.PDF」
を確認後、変更手続きを行います

2-2.変更手続項目/共通

（留意事項）

１．認定を受けた事業計画を変更する場合、①変更認定申請、②事前変更届出、③事後変更届出、④卒ＦＩＴ事前変更届出のうち変更する事業計画の項目に応じていずれかを行う必要があります。

２．申請について、○は調達価格/基準価格が変わらないもの、●は調達価格/基準価格が変わる可能性があるものです。詳細は、下記のURLをご覧ください。

（参考）調達価格/基準価格が変更される事業計画の変更整理表：
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_nintei_seirihyou.pdf

３．運転開始をした後、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類等（受給開始日が分かるもの）を添付し、運転開始日を入力してください。

４．電子で手続きを行う場合、変更届出事項を変更認定申請で変更することはできませんので、申請と届出の手続きを分けて行ってください。その際、同じ事業計画について、複数の種類の変更手続を同時に行うことはできません。

５．原則として申請毎に委任状が必要です。

６．申請日は、電子申請の場合は申請状態が「申請書出力済」または「申請書出力済（認証済）」になった日、50kW未満太陽光発電設備の電子申請の場合は申請状態が「設置者承諾済」になった日、紙申請の場合は申請書類が担当部署へ到達した日となります。

2-2.変更手続項目/共通

（添付書類等について）

１．添付書類については、以下の書類が基本となりますが、個別の案件ごとに異なる書類が必要となる場合もあります。
２．公的機関の発行する書類については、被相続人（亡くなられた方）の戸除籍謄本を除き、申請（届出）日より３カ月前から当該申請（届出）日までの間に発行された書類に限ります。
なお、登記簿謄本については、法的証明が備わっている履歴事項全部証明書が必要なため、登記事項要約書又は一般財団法人民事法務協会がＷＥＢ上で行っている登記情報提供サービスからのデータの写しは、法的証明力が担保されないことから認められません。
３．実印を押印した資料が添付されていない場合でも、本人の意思確認書類として、印鑑証明を求める場合があります。
４．電力会社との「接続の同意を証する書類」の添付が必要な項目の変更については、以下のフローで手続をしてください。
①変更する内容で電力会社に接続・特定契約申込みをする。
②接続同意書類が電力会社から発行された後、事業者は当該書類を添付して変更認定申請・届出をする。（接続同意書類の内容と申請（届出）内容が異なる場合には、申請不備とする）
③変更認定申請の場合は、変更認定通知書発行後にその写しを、事前変更届出の場合は受理印が押された届出書/事前変更届出が受理されたことが分かる画面の写しを電力会社に提出し、特定契約を締結する。
５．名義変更の場合、「変更認定申請画面／事後変更届出画面」若しくは提出した「変更認定申請書／事後変更届出書」の写しを電力会社に提出することにより特定契約の締結をすることが可能です。なお、その他の変更届出の場合は、電力会社の求めに応じて「事前／事後変更届出画面」若しくは提出した「事前／事後変更届出書」の写しを電力会社に提出することにより特定契約の締結をすることが可能です。
６．卒ＦＩＴ事前変更届出においては添付書類が不要です。ただし事業者から委任を受けた代行事業者が申請する場合は、事業者からの委任状及び印鑑証明書（申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。）の添付が必要になります。
７．調達期間終了後の事業計画であっても、事後変更届出事由に該当する場合には様式第6による届出が必要です。ただし、その場合の添付書類は不要ですが、事業者から委任を受けた代行事業者が申請する場合のみ、事業者からの委任状及び印鑑証明書（申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。）の添付が必要になります。
８．申請・届出には、申請事業者の印鑑証明書、代行申請の場合は代行申請事業者の印鑑証明書も必要となります。
ＧビズＩＤを使用している場合、添付不要となる場合があります。

2-2.変更手続項目/共通

変更手続 整理表(1/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
事業者名	**事業譲渡等の場合（生前贈与等も含む）**	○			①譲渡契約書　又は　譲渡証明書 ②（法人の場合）双方の履歴事項全部証明書 （個人の場合）双方の住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍謄(抄)本のいずれか ③契約当事者双方の印鑑証明書 ④土地の取得を証する書類等（土地登記簿謄本、不動産売買／賃貸借契約書等） ⑤裁判所による破産管財人証明書（破産による譲渡の場合のみ） ⑥実施体制図 ⑦関係法令手続状況報告書 ※地方自治体等公共機関の場合は以下の書類 ①譲渡契約書　又は　譲渡証明書 ②公印規程 ③土地の取得を証する書類等（土地登記簿謄本、不動産売買／賃貸借契約書等） ※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、事業譲渡の際は、建物と別に明示することが必要	譲受人が変更を申請・届出する必要があります。 事後変更届出が必要な項目は、変更認定申請として手続きすることはできません。

2-2.変更手続項目/共通

変更手続 整理表(2/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
事業者名	競売物件による事業者変更の場合	○			①物件目録 ②登記嘱託書（権利証）又は登記識別情報通知書 ※競売物件を農地転用する場合で、①②の書類が添付できない場合は、「売却決定通知書」または「最高価買受申出人であることの証明」が必要 ③実施体制図 ④関係法令手続状況報告書	譲受人が変更を申請・届出する必要があります。事後変更届出が必要な項目は、変更認定申請として手続きすることはできません。
	社名変更、会社分割、合併の場合			○	変更理由を証する書類（履歴事項全部証明書等）	
	戸籍上の氏名変更の場合			○	①戸籍謄(抄)本 ②印鑑証明書	
	離婚による分与			○	①登記簿謄本（所有権移転登記済） ②公正証書若しくは離婚協議書 ③契約当事者双方の印鑑証明書 ④離婚届受理証明書 ※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、分与の際は、建物と別に明示することが必要	
	賃貸マンション等で入居者に設備を貸与する形態の入居者の変更を行う場合			○	①賃貸借契約書 ②賃貸人の印鑑証明書 ③建物の登記簿謄本 ④管理業務委託契約書（建物の所有者と当該建物の管理者が異なる場合のみ）	

2-2.変更手続項目/共通

変更手続 整理表(3/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
事業者名	**相続の場合**			○	①被相続人（亡くなられた方）の戸除籍謄本（附票を含む、附票がない場合は住民票の除票でも可。） ②法定相続人全員の戸籍謄本 ※①②の代用として法務局より発行された法定相続情報でも可 ③法定相続人全員の印鑑証明書 ④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書	譲受人が変更を申請・届出する必要があります。 事後変更届出が必要な項目は、変更認定申請として手続きすることはできません。 ※申請者が相続対象となる発電設備の所有権を有することが明らかであり、認定審査上適切な審査が行えることが確認できる場合には、公正証書遺言書により審査を行うこともあります。 ※太陽光パネルは、建物付属設備として認められているものではないため、相続の際は、建物と別に明示したり、太陽光パネルを含む全てを相続対象とした記載とするなど、相続対象に発電設備が含まれていることが確認できることが必要です。
法人番号		○		○		国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載して下さい。 変更認定申請で事業者名を変更される場合は、変更認定申請により申請して下さい。それ以外の場合は、事後変更届出により届け出て下さい。

2-2.変更手続項目/共通

変更手続 整理表(4/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
課税事業者の該否／インボイス発行事業者の登録番号	○				課税事業者の該否を変更される場合は、変更認定申請により申請して下さい。インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載してください。インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「Ｔ」（ローマ字）を除いた１３桁の数字を記載してください。
法人の代表者（役職／氏名）／役員（役職／氏名）	○		○	①履歴事項全部証明書	変更認定申請で事業者名を変更される場合は、変更認定申請により申請して下さい。それ以外の場合は、事後変更届出により届け出て下さい。
事業者の住所	○		○	（法人の場合）履歴事項全部証明書 （個人の場合）住民票の写し、住民票記載事項証明書のいずれか	
発電設備の区分	○			①構造図（50kW未満太陽光は標準構造図と異なる場合のみ必要） ②配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要）	

2-2.変更手続項目/共通

変更手続 整理表(5/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
発電設備の出力	●			①接続の同意を証する書類（出力変更後のもの） ②発電設備の仕様書（発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類）（50kW未満太陽光は不要） ③配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要） ④PCS仕様書 ⑤電力事業者の都合による変更であることを証する書類（電力事業者の都合による出力変更の場合のみ）	バイオマス発電設備で出力を変更する場合は、変更内容により左記以外の添付書類が必要になりますので、変更認定申請書の記載要領を確認して添付して下さい。
パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	○				自立運転機能の有無及び設定値（kW）を変更する場合は、変更認定申請により申請して下さい。ただし、10kW以上50kW未満太陽光設備において、自立運転機能を「無」にするような変更はできません。
給電用コンセントの有無	○				給電用コンセントの有無を変更する場合は、変更認定申請により申請して下さい。ただし、10kW以上50kW未満太陽光設備において、給電用コンセントを「無」にするような変更はできません。

2-2.変更手続項目/共通

変更手続 整理表(6/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
発電設備の名称		○	○			事業者名の変更に伴って発電設備の名称を変更する場合は、変更認定申請により申請して下さい。それ以外の場合は、事前変更届出により届け出て下さい。
発電設備の設置場所	**地番の追加・削除**	○			①土地登記簿謄本 ②土地の取得を証する書類／賃貸借契約書などの契約書 （「権利者の証明書」は不可）又は無償使用に関する所有者の同意書 ③契約当事者双方の印鑑証明書 ④構造図（50kW未満太陽光は不要） ⑤地番図（公図以外でも可、50kW未満太陽光で地番の削除のみの場合は不要）	運転開始前後を問わず、隣接する一連の地番・当初地番と同一の場所と見なせる距離にある飛び地（太陽電池の大半が当初認定された地番に設置されている場合に限る。）の追加又は削除は可能です。ただし、当初認定された地番の全てを削除することはできません。「①土地登記簿謄本」で土地の取得を確認できる場合は、②③の書類は不要です。また、すでに事業計画に登録されている地番及び当該変更認定申請で削除する地番の分の①～③の書類は不要です。

2-2.変更手続項目/共通

変更手続 整理表(7/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
発電設備の設置場所	**（移設）**	○			①土地登記簿謄本 ②土地の取得を証する書類／賃貸借契約書などの契約書（「権利者の証明書」は不可）又は無償使用に関する所有者の同意書 ③契約当事者双方の印鑑証明書 ④構造図（50kW未満太陽光は不要） ⑤地番図（公図以外でも可） ⑥接続の同意を証する書類（移設をしたことが分かるもの）の写し ⑦理由書 ⑧罹災証明等の、当該場所に設備が設置できないことを証する書類（引越しの場合は不要） ⑨移設先の住民票、移設前の受給契約書（住居用太陽光の引っ越しの場合のみ）	原則として、設備の移設は認められていませんが、以下の急遽生じたやむを得ない理由があると認められた場合のみ移設は可能です。 ①運転開始後において、引越しに伴い住宅用太陽光発電設備を移転する場合 ②公共事業による土地の収用、災害等の事業計画策定時に想定できなかった事由であって、設置者自身に帰責性のない事由（土地や建物の所有者による地上権設定契約や賃貸借契約の解除は含まない）により、当該場所で事業を実施することが不可能な場合

2-2.変更手続項目/共通

変更手続 整理表(8/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
発電設備の設置場所	**市町村合併の場合／区画整理による変更／住居表示確定などによる変更／地番の分筆、合筆による変更**		○		【市町村合併による変更の場合】 ①地方自治体が発行する市町村合併を証する書類（ウェブサイト等のページでも可）（設備の所在地が地番表記の場合） ②住民票写し（設備の所在地住居表示の場合） 【区画整理による変更の場合】 ①地籍図 ②仮換地・底地証明 【住居表示確定による変更の場合】 ①住居番号付定通知書 【地番の分筆・合筆による変更】 ①土地登記簿謄本	地番の分筆・合筆により事業区域が変更される場合は、「地番の追加・削除」として変更認定申請を行う必要があります。

2-2.変更手続項目/共通

変更手続 整理表(9/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
事業区域の面積	○	○			地番の追加・削除や移設による変更の場合は変更認定申請により申請して下さい。それ以外の場合は事前変更届出により届け出て下さい。
複数太陽光発電設備設置事業の該当性	○				第一種複数太陽光発電設備設置事業↔第二種複数太陽光発電設備設置事業に変更される場合は、変更認定申請により申請して下さい。
太陽光発電設備の設置形態（屋根設置と地上設置の別）	○			①構造図（50kW未満太陽光は標準構造図と異なる場合のみ必要） ②配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要）	

2-2.変更手続項目/共通

変更手続 整理表(10/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
農地一時転用許可申請予定の有無	○				10kW以上50kW未満太陽光設備において農地一時転用許可申請予定を「無」にする場合又は農地一時転用許可期間を3年以下に変更しようとする場合は、全量売電ができなくなり、自家消費等計画の「自家消費等の比率」を30%以上にする必要があります。
太陽電池に係る事項（製造事業者名／種類／変換効率／型式番号／枚数／合計出力）	●			①構造図（50kW未満太陽光は標準構造図と異なる場合のみ必要） ②配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要）	パネルの型式を変更する場合は、JP-AC太陽光パネル登録リストに登載されているパネルを指定して下さい。 変更の基準となる合計出力は、2017年度以降の認定については新規認定取得時、2016年度以前の認定については新制度への移行手続時に登録する「太陽電池の合計出力」とします。ただし、新規認定取得後または新制度への移行手続後から2017年8月30日までに変更認定申請または事前変更届出を提出し太陽電池の合計出力を変更した場合は、変更後の値が基準合計出力となります。また、2017年8月31日以降に価格変更の伴う太陽電池の合計出力の変更をした場合は、変更後の値が基準合計出力となります。

2-2.変更手続項目/共通

変更手続 整理表(11/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
風車に係る事項（製造事業者名／型式番号／NK認証番号）	○			①発電設備の内容を証する書類（仕様書等） ②構造図（設備配置図） ③配線図 ④日本海事協会発行の型式認証書	1基当たりの出力が20ｋＷ未満の風力発電設備を使用する場合に限ります。風車及びＰＣＳの型式、定格出力が記載されている仕様書等が必要です。
配線方法	○			①配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要） ②構造図（50kW未満太陽光で標準構造図と異なる場合のみ必要）	
自家発電設備等の設置の有無	●			①配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要） ②構造図（50kW未満太陽光で標準構造図と異なる場合のみ必要） ③自家発電設備等の仕様書(50kW未満太陽光は不要)	自家発電設備等にはエネファーム、エコウィル、蓄電池、家庭に電気を供給することができる電気自動車等が含まれます。自家発電設備等を併設する場合は、系統の電気が充電されないことなどを確認するため，仕様書の添付が必要です。 バイオマス発電設備に太陽光パネルや排熱利用バイナリー発電装置等を設置し自家消費に充てる場合も本変更に該当します。

2-2.変更手続項目/共通

変更手続 整理表(12/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
電気事業者への電気供給量の計測方法		○			配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要）	
系統接続に係る事項	**接続契約締結日**	●			接続の同意を証する書類（「主要な事項の変更による再締結」である旨が記載されているのもの）	「主要な事項の変更による再締結」以外の理由で接続契約締結日が変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要です（届出も不要）。「主要な事項の変更による再締結」に当たる場合は以下の通りです。 ①工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後に再締結する場合 ②発電事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更（架空線↔地中線）、新設アクセス線の施設者の変更（発電事業者→一般送配電事業者）の理由により、再接続検討がなされ、その後に再締結する場合
	接続契約締結先		○		接続の同意を証する書類（変更後の接続契約先が分かるもの）	

2-2.変更手続項目/共通

変更手続 整理表(13/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
事業実施工程（運転開始予定日、設備廃止予定日）			○			
保守点検責任者	別の保守点検責任者に変更する場合	○			事業実施体制図	
	同一の保守点検責任者の社名変更、会社分割、合併の場合、異動、相続の場合など、事後変更届出で行うことが可能な事業者変更の場合			○	①事業実施体制図 ②変更理由を証する書類	保守点検責任者については、事業計画に添付する「事業実施体制図」の保守点検責任者と同一の者を記載してください。 保守点検責任者を法人の担当者名など「個人」として認定を受けている場合、社内異動により担当者が変わる場合も変更が必要です。

2-2.変更手続項目/共通

変更手続 整理表(14/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
保守点検及び維持管理計画	保守点検責任者の変更に伴う場合／保守点検及び維持管理計画に記載された点検項目及び実施スケジュール等に変更がある場合	○			保守点検及び維持管理計画（項目欄に全ての内容を記載できない場合で「別紙あり」のチェックボックスにチェックされた場合の別紙）	具体的な点検実施項目、点検方法及び実施スケジュールを記載してください。電気事業法の規定により保安規程の届出がある場合、届出される保安規程を添付することも可能です。
	同一の保守点検責任者の社名変更、会社分割、合併の場合、異動、相続の場合など、事後変更届出で行うことが可能な事業者変更による事業体制の変更		○		事業実施体制図（10kW未満の太陽光の場合は不要）	「変更理由」に「保守点検責任者の変更のみによる実施体制の変更」と記載することが必要です。
保守点検及び維持管理費用			○			運転開始前に変更する場合のみ記載して下さい。
廃棄等費用（総額、算定方法、積立開始時期、積立終了時期、毎月積立金額）			○			

2-2.変更手続項目/共通

変更手続 整理表(15/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
補助金の受給額	○			補助金が返還されたことが分かる書類	発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けていた場合で、これらの補助金を返還する場合には、返還額を差し引いた受給額に変更して下さい。
自家消費・地域消費等計画	○				10kW以上50kW未満太陽光設備において、自家消費等の比率を30%未満にするような変更はできません。（営農型太陽光（農地一時転用許可期間が3年を越えるものに限る）を除く。）

2-2.変更手続項目/共通

変更手続 整理表(16/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
解体等に要する費用	○			内部積立てに係る事項	
【地熱・中小水力・バイオマスで、地域活用要件が求められる場合】選択する地域活用要件	○			変更後の地域活用要件における新規認定時に必要な書類 【自家消費・地域消費型②の場合】 ①発電設備の所在する都道府県内に小売供給の５割を供給する小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給することを証するもの、又は誓約するもの ②再生可能エネルギー電気特定卸供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の各都道府県内への供給状況を証する書類 【地域一体型①の場合】 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体内に、災害その他の非常の場合を含む電気又は熱の一部を供給することを当該地方公共団体と協議し、その同意を得たことを証する文書 【地域一体型②の場合】 地方公共団体の直接出資を証する書類 【地域一体型③の場合】 地方公共団体が直接出資する小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、再生可能エネルギー電気特定卸供給により電気を供給することを証するもの、又は誓約するもの	

2-2.変更手続項目/共通

変更手続 整理表(17/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
需給管理の方法	○	○		発電量調整供給契約申込書の写し	変更認定申請で事業者名を変更される場合は、変更認定申請により申請して下さい。それ以外の場合は、事前変更届出により届け出て下さい。
市場取引により供給する方法	○	○		市場取引等により供給する方法を証する書類	
セキュリティ管理責任者	○				
【地熱の場合】 源泉モニタリングに係る実施計画の内容		○		地熱資源等モニタリング計画書	地熱資源等モニタリング計画書に記載されている添付書類も必要です。
【バイオマスの場合】 燃料区分／燃料名（同じ調達価格区分内での燃料の種類の変更を含む）	●			①バイオマス比率計算書 ②バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書	バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書に記載されている添付書類も必要です。
【バイオマスの場合】 「燃料（原料）調達及び使用計画書」における燃料の収集・調達先		○		①バイオマス比率計算書 ②バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書	
【バイオマスの場合】 バイオマス比率、バイオマス比率考慮後出力及び調達上限比率の変更	●			①バイオマス比率計算書 ②バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書	

2-2.変更手続項目/共通

変更手続 整理表(18/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
【バイオマスの場合】 最大のライフライクルＧＨＧの値の変更	○	○		①バイオマス比率計算書 ②バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書	変更認定申請で燃料名を変更される場合は、変更認定申請により申請して下さい。それ以外の場合は、事前変更届出により届け出て下さい。
【認定申請時の誤入力を訂正する場合】 地方税法第７２条の４に係る事項		○		その他として、「地方税法第７２条の４の該当性」を追加し、変更前に「地方税法第７２条の４に規定する法人」、変更後に「地方税法第７２条の４に規定する法人でない」若しくは変更前に「地方税法第７２条の４に規定する法人でない」、変更後に「地方税法第７２条の４に規定する法人」と記載し、変更理由に「誤記入による変更」と記載する。 添付資料は不要。	「社名変更」などの「事後変更届出」による事業者変更にて、該当又は非該当の変更も同時に行うことが必要です。 「変更認定」による事業者変更の場合、変更認定にて、該当又は非該当の変更も同時に行うことが必要です。 誤入力による訂正の場合、「事前変更届出」による変更が必要です。

2-2.変更手続項目/共通

変更手続 整理表(19/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
【みなし認定用事業計画提出時の誤入力を訂正する場合】 **・太陽電池の合計出力** **・接続契約締結日** **・事業区域の面積** **・接続契約締結先** **・特定(買取)契約締結先** **・買取価格**		○		その他として、みなし認定移行手続時の誤入力した項目を追加し、変更前に誤入力した内容を、変更後に正しい内容を記載し、変更理由に「みなし認定用事業計画提出時の誤入力の訂正」と記載する。添付資料は以下のとおり。 ①50kW未満の太陽光発電設備で太陽電池の合計出力を訂正する場合、太陽電池の発注書及び発注請書。ただし、申請時に電子申請システムにパネルの型式と枚数を登録している場合、添付資料は不要。（50kW以上の太陽光発電設備については、原則添付書類は不要だが、審査内容によっては配置図等の確認書類を求める場合がある。） ②接続契約締結日を訂正する場合、接続の同意を証する書類（ただし、みなし認定用事業計画提出時に既に提出している場合は、添付書類は不要） 事業区域の面積、接続契約締結先、特定(買取)締結先、買取価格の訂正については添付書類は不要。	みなし認定用事業計画の接続申込み日、工事費負担金、連系工事期間の誤入力については、訂正は不要です。 運転開始済みのチェックの訂正については、個別にお問い合わせ下さい。

2-3.変更手続/共通

変更手続を行います

[認定設備]をクリックします

認定設備画面へ進みます

2-3.変更手続/共通

メニューの選択をします

[認定設備一覧]をクリックします

検索画面へ進みます

2-3.変更手続/共通

変更手続を行います

任意で該当設備の情報を選択、又は入力します

※未入力でも検索ができます

[検索]をクリックします

画面下部に検索結果が表示されます

2-3.変更手続/共通

該当設備を選択します

認定設備一覧

発電設備の区分　太陽光

出力区分　--なし--

認定状態　--なし--　　認定法区分　-- すべて --

発電設備の設置場所　部分一致

事業者名　部分一致

申請の認定日　2017/04/01　～　2017/05/01

設備ID

検索

[参照]をクリックします

該当認定設備情報の詳細画面へ進みます

1件中1件～1件まで表示

No	認定状態	認定法区分	発電設備の区分	出力区分	設備ID	発電設備の設置場所	事業者名	発電設備の出力(kW)	申請の認定日 ↑	発電設備の名称	
1	認定中	FIT	太陽光	10kW以上50kW未満	A*********	東京都千代田区千代田１－１－１	資源　太郎	20.0kW	2017年05月31日	資源太陽光発電	参照

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

2-3.変更手続/共通

表示された該当認定設備の画面下部の「事前変更届出」ボタンを押下します

事業内容

系統接続に係る事項	接続契約締結日： 2019年06月20日 接続契約締結先： 九州電力
事業実施工程	設置工事開始予定日： 2019年06月20日 系統連系予定日： 2019年06月20日 運転開始日（又は予定日）： 2019年07月30日 運転開始済み ☐ 設備廃止予定日： 2029年06月20日
保守点検責任者	法人個人区分： 個人 法人名： 法人番号： 責任者氏名： 結合　レモン 所属・役職： 電話番号： 090-3837-7107 内線番号： 721
保守点検及び維持管理計画	テスト

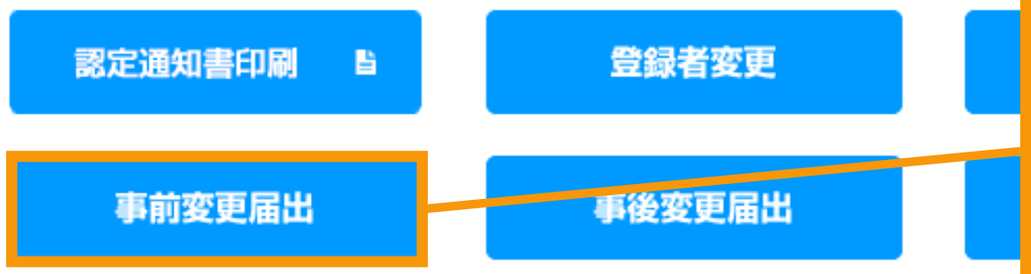

「事前変更届出」ボタンをクリックします

※各種手続きにより、変更可能な申請項目が異なります

「各変更手続きの変更対象項目一覧表.PDF」参照
（マニュアルP5～P25に同様の一覧表があります）

3-1.変更手続/情報入力

該当設備情報が表示されます

※下記画面サンプルは一部省略しています

事前変更届出登録

設備区分選択 ｜ 情報入力 ｜ 内容確認

認定情報

設備ID	
認定申請の認定日	2021年02月16日

事業者情報

	変更前	変更
事業者自身が入力されていますか？	本人	本人
事業者情報を編集する		☐
設備利用者区分	屋根貸し事業者の方	屋根貸
地方税法第七十二条の四に規定する法人	☐ 地方税法第七十二条の四に規定する法人	☐ 地 ※該
事業者のログインID		
法人個人区分	個人	個人
	姓（ふりがな）　名（ふりがな）	姓（ふりがな）　名（ふりがな）

【事前変更届出】変更可能項目

変更を行う発電設備の区分によって、変更可能な項目、必須となる項目が異なりますのでご注意ください。
※マニュアルでは必須マークがついていなくても必須となる場合があります。

事業者情報・・・・32Pへ
地方税法第七十二条の四に規定する法人・・・・34Pへ
発電設備の名称・・・35Pへ
発電設備の設置場所に係る事項・・・36Pへ
事業区域の面積・・・37Pへ
太陽電池の合計出力・・・38Pへ
系統接続に係る事項・・・30Pへ
事業実施工程・・・39Pへ
保守点検及び維持管理計画・・・40Pへ
特定(買取)契約締結先・・・41Pへ
買取価格・・・41Pへ
保守点検及び維持管理費用総額・・・41Pへ
廃棄等費用・・・43Pへ
需給管理の方法・電気の取引方法・・・43Pへ
ライフサイクルGHG算定値・・・44Pへ

3-1.変更手続/情報入力[事業者情報]

[事業者情報]を変更する場合

[事業者情報を編集する]を選択した場合（個人の場合）

	変更前	変更後	
事業者自身が入力されていますか？	本人	本人	
事業者情報を編集する		☑	編集可能な項目は限定されているため、編集可能な項目以外を編集したい場合は、別途変更認定申請か事後変更届出を行ってください。
設備利用者区分	自ら太陽光発電設備を設置される方	自ら太陽光発電設備を設置される方	
地方税法第七十二条の四に規定する法人	☐ 地方税法第七十二条の四に規定する法人	☐ 地方税法第七十二条の四に規定する法人 ※該当する場合にチェックをすること	
事業者のログインID	*****	*****	
法人個人区分	個人	個人	
事業者名 必須	姓（ふりがな） けいざい 名（ふりがな） たろう 姓 経済 名 太郎	姓（ふりがな） けいざい 名（ふりがな） たろう 姓 経済 名 太郎	
事業者の住所（郵便番号）	〒 105－0004	〒 105－0004	
事業者の住所 必須	ふりがな： とうきょうとみなとくしんばし 都道府県： 東京都 市区町村： 港区 町名・番地： 新橋１－１－１ 変更前の住所： 東京都港区新橋１－１－１	ふりがな とうきょうとみなとくしんばし 都道府県： 東京都 市区町村： 港区 町名・番地： 新橋１－１－１	[全角文字]
電話番号	03-1234-5678	03-1234-5678	

[姓（ふりがな）]
[名（ふりがな）]
[事業者の住所（ふりがな）]の変更

※【事業者情報を編集する】を選択すると、編集することができます
※編集可能な項目は限定されているため、編集可能な項目以外を編集したい場合は、別途変更認定申請か事後変更届出を行ってください

3-1.変更手続/情報入力[事業者情報]

[事業者情報]を変更する場合

[事業者情報を編集する]を選択した場合（法人・公共法人の場合）

事業者情報を編集する		☑	編集可能な項目は限定されているため、編集可能な項目以外を編集したい場合は、別途変更認定申請か事後変更届出を行ってください。
設備利用者区分	自ら太陽光発電設備を設置される方	自ら太陽光発電設備を設置される方	
地方税法第七十二条の四に規定する法人	☐ 地方税法第七十二条の四に規定する法人	☐ 地方税法第七十二条の四に規定する法人 ※該当する場合にチェックをすること	
事業者のログインID	*****	*****	
法人個人区分	法人	法人	
事業者名 必須	事業者名（ふりがな） かぶしきがいしゃまるさんかくしすてむず 事業者名 株式会社○△システムズ	事業者名（ふりがな） かぶしきがいしゃまるさんかくしすてむず 事業者名 株式会社○△システムズ	[全角文字] 「事業者名」 ※電力会社と 記載してくだ ※企業名は 「株式会社 ※本項目以 ーター計 は、既 の内容 ※入力 ナで入力して ※ふりがなは い。
法人番号／インボイス発行事業者の登録番号 必須	0123456789012 法人番号未取得	0123456789012 法人番号未取得	[半角数字13
法人の代表者氏名 必須	役職： 代表取締役 ふりがな： とうきょうほうじん　たろう 氏名： 東京法人　太郎	役職 代表取締役 ふりがな とうきょうほうじん　たろう 氏名： 東京法人　太郎	[全角文字] 「代表権のある代表者名」を入力してください。 入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。
事業者の住所（郵便番号）	〒 105－0004	〒 105－0004	
事業者の住所 必須	ふりがな： とうきょうとみなとくしんばし 都道府県： 東京都 市区町村： 港区 町名・番地： 新橋１－１－１ 変更前の住所： 東京都港区新橋１－１－１	ふりがな とうきょうとみなとくしんばし 都道府県： 東京都 市区町村： 港区 町名・番地： 新橋１－１－１	[全角文字]
法人の代表電話番号 必須	01-2222-3333	01-2222-3333	[半角数字] ハイフンつきの半角数字を入力してください。

[事業者名（ふりがな）]
[法人の代表者氏名（役職）]
[法人の代表者氏名（ふりがな）]
[事業者の住所（ふりがな）]
[法人の代表電話番号]
の変更

※【事業者情報を編集する】を選択すると、編集することができます
※編集可能な項目は限定されているため、編集可能な項目以外を編集したい場合は、別途変更認定申請か事後変更届出を行ってください

3-1.変更手続/情報入力[地方税法第七十二条の四に規定する法人]

[地方税法第七十二条の四に規定する法人]を変更する場合

事前変更届出登録

設備区分選択 ▶ **情報入力** ▶ 内容確認 ▶ 書類添付 ▶ 登録完了

認定情報

設備ID	
認定申請の認定日	2021年02月16日

事業者情報

	変更前	変更後	
事業者自身が入力されていますか？	本人	本人	
事業者情報を編集する		☐	事業者情報を変更する場合は別途変更認定申請か事後変更届出を行ってください。
設備利用者区分	屋根貸し事業者の方	屋根貸し事業者の方	
地方税法第七十二条の四に規定する法人	☐ 地方税法第七十二条の四に規定する法人	☐ 地方税法第七十二条の四に規定する法人 ※該当する場合にチェックをすること	

[地方税法第七十二条の四に規定する法人]を変更

・事業者を変更した場合などで、地方税法第七十二条の四に該当する法人などが事業者となった場合、該当性チェックを付けてください。変更前、変更後ともに項目名とチェックボックスが表示されています

・該当する場合は、変更後にチェックを入れてください

※注意

該当しないのにチェックが入っている場合、電力会社で認めない可能性がございます。該当しない場合は必ずチェックを外してください

3-1.変更手続/情報入力[発電設備の名称]

[発電設備の名称]を変更する場合

発電設備の名称	○○発電設備	○○発電設備	[全角文字] 設置する発電設備の名称を入力してください。 （入力は必須ではありません。ただし、子メーター計測による設備の申請である場合は、既存認定発電設備の名称と異なる名称の入力をお願いします。）
発電設備の名称 変更理由			
発電設備の名称 備考			

[発電設備の名称]の変更

※[全角文字]
・発電設備の名称
・発電設備の名称 変更理由
・発電設備の名称 備考

3-1.変更手続/情報入力[発電設備の設置場所に係る事項]

[発電設備の設置場所に係る事項]を変更する場合

発電設備の設置場所に係る事項【変更前】

No	郵便番号	住所
1 代表地番 ✓	〒 105 － 0003	都道府県： 東京都 市区町村： 港区 町名・番地： 西新橋 住所（連結値）： 東京都

発電設備の設置場所に係る事項【変更後】

市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所に変更がある場合に、届出してください。
地番の追加・削除又は、設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合には、変更認定申請にて申請してください。
郵便番号が分からない方は、こちら（日本郵便株式会社「郵便番号検索サイト」）から検索してください。

No	郵便番号	住所
1 代表地番 ☑	〒 105 － 0003 住所反映 住所反映ボタンを押下することで都道府県・市区町村が設定されます。 町名・番地については、手入力してください。	都道府県 東京都 市区町村 港区 町名・番地 西新橋 [全角文字 住所反映 町名・番 丁目・番 例1：1丁 例2：2丁目 区切りが全角ハイフンでない場合、下記として正しく扱われません。番地細分定しますことがございますのでご注意下さい。 追加 コピー 削除
変更理由区分	☐ 市町村合併の場合 ☐ 区画整理による変更 ☐ 住居表示確定などによる変更 ☐ 地番の分筆、合筆による変更 ☐ その他 その他を選択頂いて届出頂いた場合でも、地番の追加・削除・移設は変更認定申請をして頂く事になります。	
変更理由		

[発電設備の設置場所に係る事項]の変更

・代表地番
・郵便番号
・住所
・住所追加
・変更理由区分
・変更理由
※市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所に変更がある場合に届出してください
※地番の追加・削除又は、発電設備の移設による発電設備の設置場所の変更がある場合には、変更認定申請にて申請してください

みなし認定移行手続きを行っていない設備は、空白で表示される場合があります※1
その場合は正式な住所を登録します

※1 ２０１２年６月３０日までに太陽光の余剰電力買取の申込みを行った設備で、IDが「Ｆ」から始まるもの

3-1.変更手続/情報入力[事業区域の面積]

[事業区域の面積]を変更する場合

[事業区域の面積(㎡)]の誤記修正

みなし認定で間違って入力し、誤記の修正を行いたい場合はこのチェックボックスをクリックします

事業区域の面積(㎡)誤記修正		☐	
事業区域の面積(㎡) 必須	1,500	1500	[半角数字] 地番の分筆・合筆により事業区域（面積）が変更される場合は、「地番の追加・削除」として変更認定申請を行う必要があります。
事業区域の面積(㎡) 変更理由			
事業区域の面積(㎡) 備考			

[事業区域の面積(㎡)]の変更

※半角数字で入力します

3-1.変更手続/情報入力[太陽電池の合計出力]

[太陽電池の合計出力]を変更する場合

太陽光の場合

太陽電池の合計出力（kW）誤記修正		☐	
太陽電池の合計出力（kW） 必須	54.0	54.0	発電設備の出力ではなく、パワーコンディショナーで制御しない太陽電池の合計出力を入力してください。 [半角数字(小数点第1位まで)] 型式ごとに、太陽電池の1枚当たりの出力に枚数を乗じ、合計値を(W)単位で換算した後、合計値を(kW)単位に換算し、小数第2位を切り捨てて、小数第1位まで入力してください。

[太陽電池の合計出力]の誤記修正

みなし認定移行手続き時に間違って入力し、
誤記の修正を行いたい場合は、
このチェックボックスをチェックします

[太陽電池の合計出力]の変更

※設定上の発電設備の出力ではなく、パワーコンディショナーで制御しない太陽電池の合計出力を入力します
型式ごとに、太陽電池の1枚当たりの出力に枚数を乗じ、(W)単位で合計値を換算し、合計値を(kW)単位に換算し、小数第2位を切り捨てて、小数第1位まで入力してください

3-1.変更手続/情報入力[系統接続に係る事項]、[事業実施工程]

[系統接続に係る事項]、[事業実施工程]を変更する場合

系統接続に係る事項 必須	接続契約締結日： 2021年02月16日 接続契約締結先： 東京電力パワーグリッド 工事費負担金（円）（税抜き）： 100,000	接続契約締結日誤記修正 ☐ 接続契約締結日 2021/02/16 接続契約締結先誤記修正 ☐ 接続契約締結先 東京電力パワーグリ 工事費負担金（円）（税抜き） 100000
接続契約締結先 変更理由		
接続契約締結先 備考		
事業実施工程 必須	設置工事開始予定日： 2021年02月16日 系統連系予定日： 2021年02月17日 運転開始日（又は予定日）： 2021年02月19日 設備廃止予定日： 2041年02月20日	設置工事開始予定日 2021/02/16 系統連系予定日 2021/02/17 運転開始日（又は予定日） 2021/02/19 設備廃止予定日 2041/02/20
運転開始日（又は予定日） 変更理由		
運転開始日（又は予定日） 備考		
設備廃止予定日 変更理由		
設備廃止予定日 備考		

[系統接続に係る事項]の変更

- 接続契約締結日誤記修正
- 接続契約締結日
- 接続契約締結先誤記修正
- 接続契約締結先
- 接続契約締結先 変更理由
- 接続契約締結先 備考
- 工事費負担金

※「接続契約締結日」に未来日は入力できません。
※「接続契約締結日」は、「正確な運転開始日」以降の日付は入力できません。
※誤記修正の場合はそれぞれの「誤記修正」にチェックを入れてください。
※「接続契約締結日」は、必須マークがついていても、変更前に値がない場合は任意になります。

[事業実施工程]の変更

- 設置工事開始予定日
- 系統連系予定日
- 運転開始日（又は予定日）
- 設備廃止予定日
- 運転開始日（又は予定日）変更理由
- 運転開始日（又は予定日）備考
- 設備廃止予定日 変更理由
- 設備廃止予定日 備考

3-1.変更手続/情報入力[保守点検及び維持管理計画]

[保守点検及び維持管理計画]を変更する場合

[保守点検及び維持管理計画]の変更

●太陽光50kW未満の場合
※保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）についてできる限り具体的に、
変更後欄に255文字以内で入力します。
※255文字を超える場合など別紙により提出する場合は、「別紙あり」にチェックをし、書類添付画面にて保守点検及び維持管理計画に関する書類を添付してください。

●太陽光50kW未満以外の場合
※保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）を変更する場合は、「別紙あり」にチェックを付け、
変更後の保守点検及び維持管理計画を別紙として作成し、書類添付画面にて添付してください。

●共通
※変更した場合は、変更理由や備考を入力します

太陽50kW未満の場合

保守点検及び維持管理計画 必須	別紙あり ✓	別紙あり ☑	保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）についてできる限り具体的に入力してください。（最大255文字まで入力できます。） 255文字を超える場合など別紙により提出する場合は、「別紙あり」にチェックをし、書類添付画面にて保守点検及び維持管理計画に関する書類を添付してください。
保守点検及び維持管理計画 変更理由			
保守点検及び維持管理計画 備考			

太陽50kW未満以外の場合

保守点検及び維持管理計画	☐	別紙あり ☐	保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）を変更する場合は、別紙ありにチックを付け、変更後の具体的な保守点検及び維持管理計画を別紙として作成し、書類添付画面にて添付してください。

3-1.変更手続/情報入力[特定（買取）契約締結先]、[買取価格]、[保守点検及び維持管理費用総額]

[特定（買取）契約締結先]、[買取価格]、[保守点検及び維持管理費用総額]、を変更する場合

特定（買取）契約締結先誤記修正		☐
特定（買取）契約締結先		
買取価格誤記修正		☐
買取価格（円/kWh）（税抜き）		
保守点検及び維持管理費用総額（円）（税抜き） 必須	800,000	800000

[保守点検及び維持管理費用総額（円）（税抜き）]の変更

[特定(買取)契約締結先]
[買取価格]の誤記修正

「特定(買取)契約締結先」
「買取価格(円/kWh)(税抜き)」
に関しては、誤記修正の時のみ修正をすることが出来ます
「特定(買取)契約締結先誤記修正」チェックボックスをチェックすると、変更が出来ます
買取価格も同様に「買取価格誤記修正」のチェックボックスにチェックを入れると変更が出来るようになります

それぞれチェックを入れた場合

特定（買取）契約締結先誤記修正		☑
特定（買取）契約締結先		
買取価格誤記修正		☑
買取価格（円/kWh）（税抜き）		

3-1.変更手続/情報入力[廃棄等費用]

[廃棄等費用]を変更する場合

太陽光以外の場合

廃棄等費用 必須	廃棄等費用の総額（円）（税抜き）： 1,234,567,890 廃棄等費用の算定方法： 5％ 積立開始時期： 2022年01月 積立終了時期： 2042年01月 毎月積立金額（円）（税抜き）： 12,345	廃棄等費用の総額（円）（税抜き） 1234567890 廃棄等費用の算定方法 5％ 積立開始時期 2022 年 01 月 積立終了時期 2042 年 01 月 毎月積立金額（円）（税抜き） 12345	事業が終了した時点で必要となる、解体・撤去費用及びそれに伴い発生する廃棄物の処理にかかる費用について入力してください。 「毎月積立金額（円）（税抜き）」は（「廃棄等費用の総額（円）（税抜き）」にて入力された値）÷（（「積立終了時期」にて入力された値）－（「積立開始時期」にて入力された値））を計算し、小数点以下は切り捨てて表示しています。 切り捨てにより（「毎月積立金額（円）（税抜き）」）×（（「積立終了時期」にて入力された値）－（「積立開始時期」にて入力された値））の結果が「廃棄等費用の総額（円）（税抜き）」を下回らないようにご注意ください。

[廃棄等費用]の変更

※事業が終了した時点で必要となる、解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理にかかる費用について入力してください
※「毎月積立金額（円）（税抜き）」は（「廃棄等費用の総額（円）（税抜き）」にて入力された値）÷（（「積立終了時期」にて入力された値）－（「積立開始時期」にて入力された値））を計算し、表示しています
※切り捨てにより（「毎月積立金額（円）（税抜き）」）×（（「積立終了時期」にて入力された値）－（「積立開始時期」にて入力された値））の結果が「廃棄等費用の総額（円）（税抜き）」を下回らないようにご注意ください

3-1.変更手続/情報入力[需給管理の方法・電気の取引方法]

[需給管理の方法・電気の取引方法]を変更する場合

FIP認定設備の場合

[需給管理の方法]の変更

・需給管理の方法
・需給管理の方法 変更理由
・需給管理の方法 備考

需給管理の方法 必須	○○○	○○○
需給管理の方法 変更理由		
需給管理の方法 備考		
電気の取引方法 必須	□□□	□□□
電気の取引方法 変更理由		
電気の取引方法 備考		

[電気の取引方法]の変更

・電気の取引方法
・電気の取引方法 変更理由
・電気の取引方法 備考

3-1.変更手続/情報入力[ライフサイクルＧＨＧ算定値]

[ライフサイクルＧＨＧ算定値]を変更する場合

バイオマスの場合

バイオマス比率（燃料区分毎）

燃料区分	バイオマス比率（%）	バイオマス比率考慮後出力（kW）
A		0.000
B		
C		
D		
E		
G		
バイオマス合計		
F		0.000
ライフサイクルＧＨＧ算定値（g-CO2/MJ-電力）		
ライフサイクルＧＨＧ算定値（燃料名）		

[ライフサイクルＧＨＧ算定値]の変更
燃料の変更に伴い、各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものが変わる場合に、変更の前後におけるライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を入力してください。
バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照してください。
また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照してください。

3-1.変更手続/情報入力[正確な運転開始日]

[正確な運転開始日]を登録する場合

変更内容確認

正確な運転開始日	「現在運転開始済み」の方は、正確な運転開始年月日をご入力ください。 運転開始年月日とは、電力会社との特定契約に基づく受給開始日のことです。 (10kW以上の発電事業者様等におかれましては、毎年１回提出いただく設備設置・運転費用年報に記載いただく運転開始年月日と一致させてください。) 本報告をいただいた後、電力会社から別途報告される各認定設備の買取開始情報と照合させていただきます。 このとき、双方に著しく乖離が見られた場合は、こちらから直接ご事情をお伺いし、場合によっては本届出が無効となることがございますのでご留意ください。 2017/05/01	
運転開始済み	☐	「正確な運転開始日」を入力した場合、「運転開始済み」が自動的にチェックされます。
その他変更		

文章の内容をよくご確認いただき、正確な運転開始日を入力してください
※任意ですが、運転開始済みチェックを入れている場合は必須になります

[正確な運転開始日]を入力

・当初の認定時から今回の変更を行うまでの間に運転を開始している場合、特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始した日を「正確な運転開始日」に入力します
※正確な運転開始日には未来日を入力することはできません
※正確な運転開始日には接続契約締結日より以前の日付を入力することはできません

3-1.変更手続/情報入力[代行登録者情報]

[代行登録者情報]を入力します

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

登録者のログイン情報を読み込み

住所（郵便番号）	〒 123 － 4567 住所反映	
住所	ふりがな：とうきょうとちよだくかすみがせき　△△まんしょん 都道府県： 市区町村： 町名・番地：霞ヶ関〇－〇〇－〇〇〇	[半角数字] 郵便番号が ら検索して [全角文字] 住所反映ボ 県・市区町 町名・番地 い。 丁目・番地 フンを使用し 例1：1丁目1番地1号 → 1－1－1 例2：2丁目1000番地 → 2－1000
氏名	姓（ふりがな）：とうきょう　名（ふりがな）：たろう 姓：東京　名：太郎	[全角文字] ※入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。 ※外国人の方は、証明書等に記載されている姓名と同様に入れてください。Middle Nameがある方は、姓名のどちらかに全角スペース区切りで入れてください。
企業名	株式会社〇〇システムズ	[全角文字] ※入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。
部署名	〇〇部△△課	[全角文字] ※入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。
電話番号	03-1234-5678	[半角数字] ハイフンつきの半角数字を入力してください。
FAX番号	03-1234-5678	[半角数字] ハイフンつきの半角数字を入力してください。
メールアドレス	fit-mail@fit-portal.go.jp	[半角英数字]

[代行登録者情報] を入力します（任意）

事業者の代行の方が登録をしている場合、各項目を入力してください。
「登録者のログイン情報を読み込み」ボタンをクリックすると、ログイン情報を自動入力することもできます。（対象の情報が確認できるものに限る）

3-1.変更手続/情報入力[印鑑証明書情報]

[印鑑証明書情報]を入力します

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

印鑑証明書情報

名義人	1	東京　太郎
日付	2	2017/05/01
印刷番号（法務局発行のみ）	3	12345678
発行主体（法務局発行のみ）	4	○○法務局△△出張所

[名義人]、[日付]、
[印刷番号（法務局発行のみ）]、
[発行主体（法務局発行のみ）]を入力します(任意)

印鑑証明書を提出する場合、印鑑証明書の記載内容から入力してください
※印鑑証明は手続きごとに取得が必要です
※**法務局発行**の印鑑証明書を提出する場合は、**印刷番号**と**発行主体**も入力してください（右側のサンプルに付した番号に該当する項目に入力してください）
※印鑑証明書は申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行されたものに限るとなっておりますのでご注意ください。
※上記期間に該当しない日付はエラーとなります。
※発行主体は省略せずに最後まで正しく入力してください。
記載例：東京法務局練馬出張所
神戸地方法務局西宮市局

法務局発行印鑑証明書サンプル

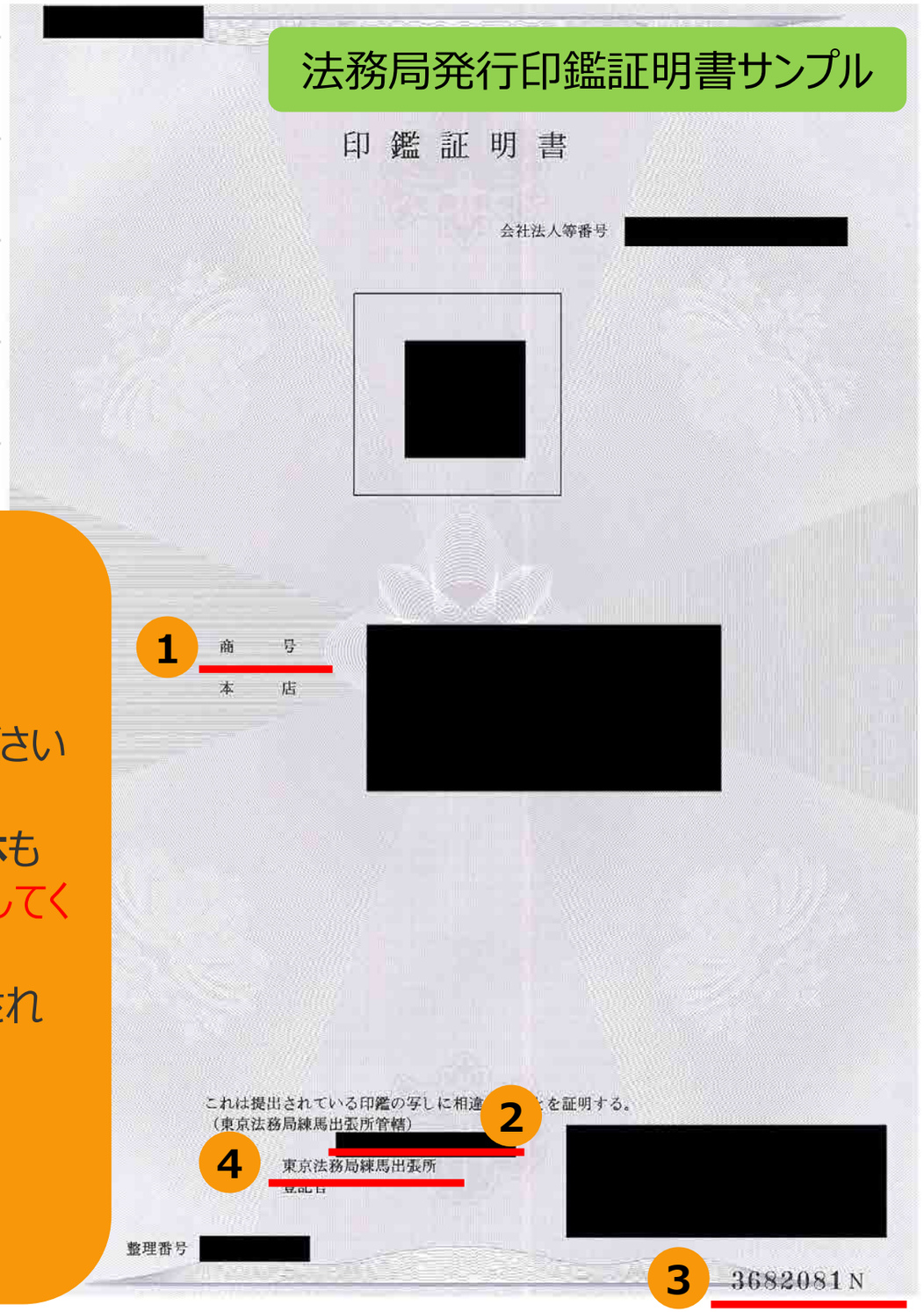

3-1.変更手続/情報入力[確認事項]

確認事項を確認します

確認事項

下記の確認事項について、登録者ではなく事業者本人が確認し、事業者の同意を十分に得た上で、登録手続を行ってください。
なお、本システムでご記入いただいた住所、氏名、連絡先等の個人情報は以下に定める利用目的に準拠して取り扱うものとします。
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第５２条６項が適応される場

※事業者の名義等を無断で使用し、届出ることは禁止されています。

（利用目的）
・収集した情報は、本サイトが提供するサービスを円滑に実施するための参考として利
・収集した情報は、申請いただいた内容に関する連絡・確認のために利用する場合があります。なお、これらの情報は、申請いただいた内容に応じ、経済産業省及び資源エネルギー庁内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。
・収集した情報は、官民データ活用推進基本法でのオープンデータ基本指針に基づき、①個人情報が含まれるもの、②国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、③法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、公開することが適当でない情報を除いたものをオープンデータと定義し、API公開の是非を検討する可能性があります。API公開を行う場合には、特定の個人・法人を識別できないように、及びその作成に用いる保有個人・法人情報を復元して特定の個人・法人を再識別することができないように加工して行うものとします。

- [ ] 上記利用目的に同意します。
- [ ] 本システムを通じた経済産業大臣への届出手続きについては、代行申請機関に委任して行います。
- [ ] 届出手続きに不備がある場合には、申請書等の形式要件が満たされていないため、経済産業大臣への届出手続きが行われないことに同意します。
- [ ] 示された期間までに不備が解消できない等の場合は、申請書等の形式要件が満たされていないため、届出を取り下げます。
- [ ] 虚偽の届出がされる等、代行申請機関の責めに帰すべきものではない事由により、認定が取り消された場合、代行申請機関へは一切の責任を求めません。
- [ ] 当該届出を巡り、事業者と登録者の間に生じた紛争については、国及び代行申請機関は一切関知せず、責任も及ばないことに同意します。

戻る　　内容確認

確認事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックを入れます

※確認事項全てに同意いただけない場合は申請を行えません

「内容確認」ボタンをクリックします

内容確認画面へ進みます

3-2.変更手続/内容確認

変更内容を確認し、画面下部の「保存して次に進む」ボタンをクリックします

※下記サンプル画面は一部内容を省略しています

事前変更届出登録

設備区分選択 ＞ 情報入力 ＞ 内容確認 ＞ 書類添付 ＞ 登録完了

認定情報

設備ID	
認定申請の認定日	2017年04月04日

変更内容確認

正確な運転開始日	
運転開始済み	☐
その他変更	

この時点では、申請されていません。
内容を確認し、問題がなければ「保存して次に進む」ボタンを押下し、必要書類を添付してください。

修　正　　保存して次に進む

「保存して次に進む」ボタンをクリックします

緯度経度修正画面へ進みます
※修正する場合は「戻る」ボタンをクリックします

3-3.変更手続/緯度経度修正

情報入力画面で入力した発電設備の設置場所の地番ごとに自動で付与された緯度経度を基に地図上に表示したピンの位置を確認し、位置がずれている場合は、ピンを移動させて修正します。

地図の表示は
＋クリックで拡大、
－クリックで縮小
することができます

※地図上にカーソルを合わせ、スクロールすることでも拡大・縮小が可能です

情報入力画面で入力した発電設備の設置場所が10地番ごとに表示されます。

11地番以上入力した場合は右下のページングを利用して表示を切り替えて修正します

ピンを表示・移動することができる地図エリア

発電設備の設置場所を11地番以上入力した場合、表示を切り替えることができます
※ページを切り替える前にピンの移動を行った場合は必ず一時保存ボタンで情報を保存してください
一時保存をしなかった場合、変更した情報はリセットされます

情報入力画面に戻る場合に利用します

住所表示を次のページに切り替える場合や書類添付画面に進む前に一度保存したい場合に利用します

書類添付画面に進む場合に利用します

3-3.変更手続/緯度経度修正

情報入力画面で入力した発電設備の設置場所の地番ごとに自動で付与された緯度経度を基に
地図上に表示したピンの位置を確認し、位置がずれている場合は、ピンを移動させて修正します。

No	代表住所	住所	表示
1	✓	東京都千代田区霞が関１－３－１	☐
2	☐	東京都千代田区霞が関１－３－２	☐

2件中1件～2件まで表示

<< < 1 > >>

戻 る　一時保存　保存して次に進む

地図上にピンを表示したい地番の
表示チェックにチェックを付けます
※チェックは複数つけることができます

No	代表住所	住所	表示
1	✓	東京都千代田区霞が関１－３－１	☑
2	☐	東京都千代田区霞が関１－３－２	☐

2件中1件～2件まで表示

<< < 1 > >>

戻 る　一時保存　保存して次に進む

地図上にピンが表示されるので、位置を確認し、
位置を変更する場合はピンをドラッグ＆ドロップで
移動させて調整します

3-3.変更手続/緯度経度修正

情報入力画面で入力した発電設備の設置場所の地番ごとに自動で付与された緯度経度を基に地図上に表示したピンの位置を確認し、位置がずれている場合は、ピンを移動させて修正します。

No	代表住所	住所	表示
1	✓	東京都千代田区霞が関１－３－１	☑
2		東京都千代田区霞が関１－３－２	☐

2件中1件～2件まで表示

<< < 1 > >>

戻 る　一時保存　保存して次に進む

書類添付画面に進まずにピンの調整の一時保存だけをしたい場合は「一時保存」ボタンをクリックします

ピンの調整が完了したら「保存して次に進む」ボタンをクリックして書類添付画面に進みます

3-4.変更手続/書類添付

追加・変更する書類を添付します

必須書類を必ず添付します
※現在必須の書類のチェックはありませんので、記載要領を確認の上、
必要な書類を添付します

※ファイル形式は、[PDF]又は[ZIP]となります
※１つのファイルサイズは、10MB以下にします
※同種のファイルを複数添付する場合、[ZIP]ファイルにてまとめます（その際、パスワードは設定しないでください）
※ファイル選択後は必ずアップロードを選択します
※アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます

3-4.変更手続/書類添付

書類添付方法(例)

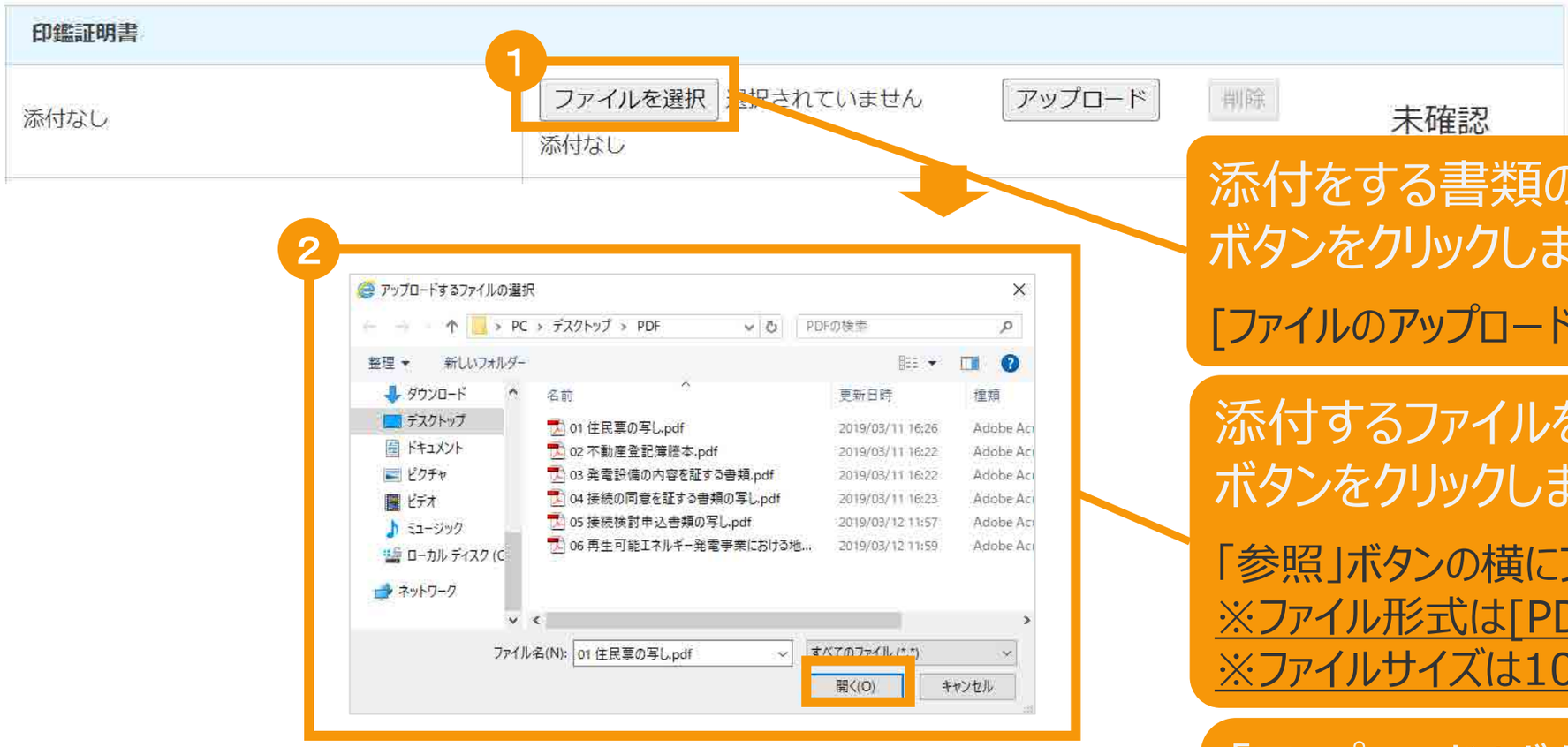

添付をする書類の「ファイルを選択」ボタンをクリックします

[ファイルのアップロードウィンドウ]が開きます

添付するファイルを選択し「開く」ボタンをクリックします

「参照」ボタンの横にファイル名が表示されます

※ファイル形式は[PDF]又は[ZIP]にして下さい

※ファイルサイズは10MB以下にして下さい

「アップロード」ボタンをクリックします

ファイルがアップロードされます

※ファイルを選択後は必ずアップロードしてください

※アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます

必ず1ファイルづつアップロードして下さい

アップロードされたファイルが表示されます

※アップロード後、ファイルの簡易チェックが行われます。簡易チェックが完了するまで当該書類枠でのファイルの再アップロード、削除は行えません。他の書類枠ではアップロード等を行えます。

3-4.変更手続/書類添付

書類添付方法(例)

アップロードファイルの簡易チェックが完了すると、当該書類枠のチェック結果欄に結果が表示されます

※簡易チェックに要する時間は内容によって多少前後いたします。
※簡易チェック中も他の書類枠でのアップロード等は行えます。
※他の書類枠でアップロード等を行うか、画面下部の画面更新ボタンをクリックすることで更新されます。
※長時間経過しても結果が更新されない場合は「**システム操作に関するお問い合わせ窓口**」へお問い合わせください

※簡易チェックの結果は「**審査OK**」か「**審査NG**」のいずれかで表示されます。
※「**審査NG**」となった場合は適切なファイルをアップロードできていないことになりますので正しいファイルでアップロードをし直してください。
※一つでも「**審査NG**」の書類枠がある場合は次ページ以降の手続きには進めませんのでご注意ください。
※「**審査OK**」となった場合でもその後の正式な審査の過程において不備となる場合もございますので予めご了承ください。

3-4.変更手続/書類添付

追加・変更する書類を添付します

設備区分選択 ＞ 情報入力 ＞ 内容確認 ＞ 書類添付 ＞ 登録完了

書類添付

添付ファイルは、PDFかZIPにしてください。
1つのファイルは、10MB以下にしてください。
1つの枠にファイルは1つしか添付できません。複数のファイルを添付する場合はZIP形式でまとめて添付してください。
ZIP形式にする際は、パスワード設定はしないでください。
ファイルを選択後は必ずファイルをアップロードしてください。
アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます。
直近に添付されたファイルの内容に変更があり、変更後のファイルを改めて添付する場合には、必ずファイル名を変えてください。
ファイルの容量が大きく添付できない場合は、担当経済産業局に相談してください。

印鑑証明書	
添付なし	ファイルを選択 選択されていませ 添付なし
変更なし／あり	変更なし
変更理由	
備考	

添付する場合、「変更あり」を選択します

[変更理由]等を入力します
変更箇所等を入力します

1

2

3-4.変更手続/書類添付

変更する書類を添付後、「申請内容確認（申請書出力）」または
「保存して次に進む」ボタンをクリックします

●太陽光（特例太陽光）50kW未満の場合

「申請内容確認（申請書出力）」
ボタンをクリックします

注意メッセージが表示されます
申請書出力へ進みます･･･58Pへ

●太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

「保存して次に進む」ボタンをクリックします

仮登録完了画面に進みます･･･64Pへ

●共通

※必要な書類を全て添付し、添付した書類枠のすべての簡易チェックが「審査OK」となっていることを確認していただいてからそれぞれボタンをクリックしてください
※必須ではなく添付をしていない書類枠は「未確認」のままでも問題ありません
※申請内容の修正に戻る場合は「戻る」ボタンをクリックしてください

3-5.変更手続/申請内容確認・申請

申請書出力後、「申請」ボタンをクリックして申請を行います

「はい」ボタンをクリックします

申請書のダウンロードを開始します。

「申請」ボタンをクリックします

登録完了画面に進みます

登録者と事業者が同一または
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスなしの場合・・・59Pへ

登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスありの場合・・・60Pへ

※修正する場合は「戻る」ボタンを押します

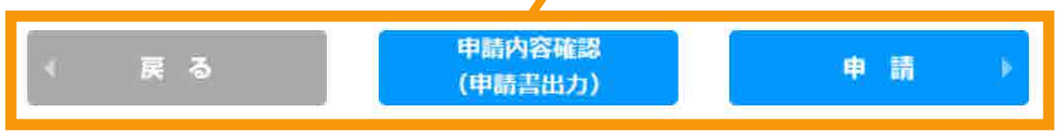

申請書のダウンロードが実行されるので、
ファイルを保存してください

※ブラウザによっては、自動で保存されます
※「ポップアップがブロックされました」と表示された場合、**マニュアル68P**を確認し、ポップアップブロック機能の解除を行ってください

3-6.変更手続/登録完了

登録完了画面が表示され、事前変更届出登録が完了となります。

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、
登録者と事業者が同一または
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されていない場合

3-7.変更手続/仮登録完了

登録完了画面が表示され、事前変更届出の仮登録が完了となります。

※代行登録を行っている場合、事業者の承諾が必要になりますので
　次ページ以降の手順で承諾を行います。

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合

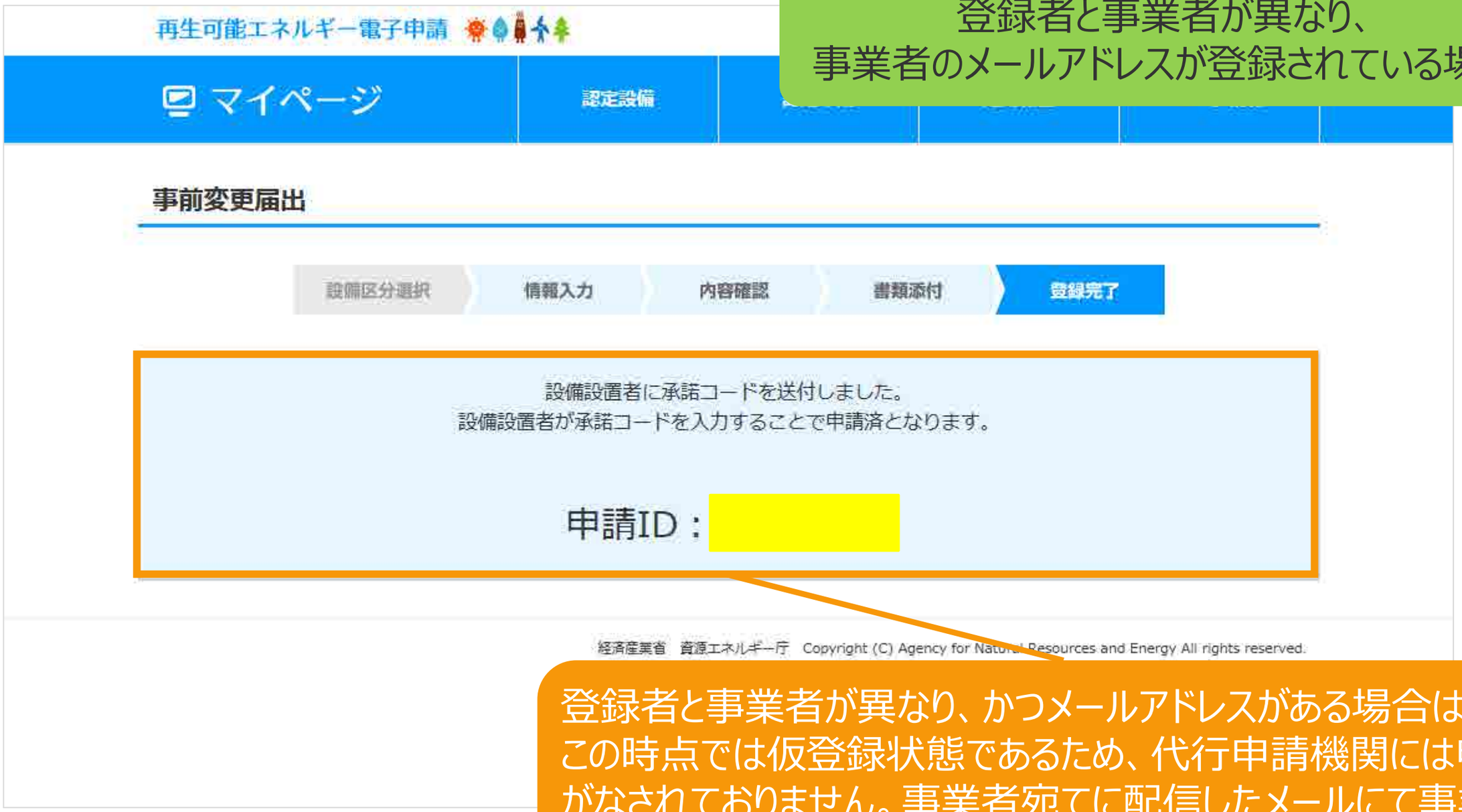

登録者と事業者が異なり、かつメールアドレスがある場合は、この時点では仮登録状態であるため、代行申請機関には申請がなされておりません。事業者宛てに配信したメールにて事業者が内容を確認の上、承諾コードを入力することで申請となります。

3-8.変更手続/事業者による承諾

事業者の方に手続していただく手順となります

事業者には「fit-mail@fit-portal.go.jp」から[内容確認のお知らせ]のメールが配信されます。

記載している【操作手順】に沿って手続きをしていただきます。

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合

内容確認のお知らせメール(例)

再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の内容確認のお知らせ

＊＊＊＊様

ＪＰＥＡ代行申請センターです。

＊＊＊＊様より代行申請（届出）されました、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の内容について、下記の【操作手順】に記載された手順に従い、ご確認・ご承諾をお願いいたします。

＊＊＊＊様の承諾がされましたら、承諾内容に対して審査を開始させていただきます。

【操作手順】

１．下記の電子申請マイページのログイン画面で、下記ログインIDとパスワードを入力し、ログインしてください。

電子申請マイページログイン画面→https://www.fit-portal.go.jp/mypage/UserLogin

ログインID：＊＊＊＊

パスワード：ご自身で登録されたパスワードを入力してください。

（2016年度以前の旧システムでのパスワードをお持ちの方は、新システムでの初回のログイン時に旧システムのパスワードを入力いただき、その後新システムでのパスワードに変更していただく必要があります。新システムのパスワードは、12桁以上で数字、大文字、小文字、および特殊文字を全て含めた組み合わせのパスワードとなります。パスワードをお忘れの方は、以下のパスワード再発行画面よりパスワードを再発行してください。パスワード再発行画面→https://www.fit-portal.go.jp/mypage/ForgotPassword）

２．マイページ画面が表示されますので、「認定申請一覧」をクリックしてください。

３．認定申請一覧画面で、下記の申請IDを入力し、ページ左下の「検索」をクリックしてください。

申請ID：＊＊＊＊

４．ページ下部に、該当する事業計画が表示されますので、右側にある「参照」をクリックしてください。

５．申請（届出）された事業計画の詳細な情報が表示されますので、内容をご確認いただいた上で、ページの一番下の承諾コード入力欄に、下記承諾コードを入力していただき、「承諾」か「拒否」を選択してください。（承諾を拒否された場合は＊＊＊＊様より申請された事業計画については無効とさせていただきますのでご了承ください。）

承諾コード：＊＊＊＊

６．登録完了画面が表示されれば、承諾の手続きは完了となります。

以上

3-8.変更手続/事業者による承諾

事業者の方に手続していただく手順となります

申請内容参照画面にて確認し「承諾」をします

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合

[承諾コード](半角英数字)を入力します

※申請確認のお知らせメールの本文に記載してあります

「承諾」ボタンをクリックします

※[拒否]ボタンをクリックすると、再度、登録者に申請していただくことになります

3-8.変更手続/事業者による承諾

事業者の方に手続していただく手順となります

確認画面が表示され、認定申請の登録が完了です

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合

3-9.変更手続/仮登録完了

仮登録完了画面が表示され、事前変更届出の仮登録が完了となります

設備区分選択　情報入力

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

認定申請は仮登録されました。
以下の手続きを行い認定申請を確定させてください。

①画面下部の『申請書の印刷はこちら』をクリックします。
②『申請内容参照』の最下部にある『申請書印刷』ボタンを押下し、申請書を印刷します。
③申請内容を修正する場合は、『編集』ボタンを押下し、編集してください。
　編集後は、再び項番①の手順に戻り進めてください。
④申請内容に問題なければ、行いたい手続きの手順を行ってください。

【GビズIDを利用して手続きを行う場合】
⑤『申請情報確定（GビズIDでログイン）』ボタンを押下し、遷移した画面の説明に従い、
　GビズIDでログインを行います。
⑥GビズIDでログインが完了すると申請が完了となります。
　（この時点で申請情報が確定され、編集が出来なくなります。）
　（申請不備後の再申請ではGビズIDでのログインは不要です。
　『申請情報確定』ボタンを押下して確定します。）
⑦申請書・返信用封筒を経済産業局に郵送してください。

【GビズIDを利用せずに手続きを行う場合】
⑤『申請情報確定』ボタンを押下して申請情報を確定します。
　（この時点で申請情報が確定され、編集が出来なくなります。）
⑥申請書・返信用封筒を経済産業局に郵送してください。

※申請書及び委任状に記載される住所以外に返信用封筒による郵
必要です。添付漏れがないか再確認をお願いします。
※ただし、返信用封筒に記載できる郵送先は、申請者及び申請代
ど）に限ります。
※郵送方法については、該当する申請種別をクリックして遷移す
・新規申請の場合
・新規申請以外の場合

申請ID

申請書の印刷はこちら

「申請書の印刷はこちら」をクリックします

事前変更届出内容参照画面へ進みます
※この時点では仮登録状態であるため、申請がなされておりません

3-10.変更手続/申請書印刷

申請書を印刷します

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

下記の手順で、申請情報確定を行ってください。
①申請書印刷ボタンを押して、申請書を印刷してください。
（申請情報確定を行うまでは、何度でも編集、印刷が可能です。）
②申請書の内容を確認し、行いたい手続きの手順を参考に手続きを行ってください。
（申請情報確定を行うと、編集が出来なくなります。）

【GビズIDを利用して手続きを行う場合】
③『申請情報確定（GビズIDでログイン）』ボタンを押して、遷移した画面の説明に従い、GビズIDでログインを行います。
④GビズIDでログインが完了すると申請が完了となります。
（申請不備後の再申請ではGビズIDでのログインは不要です。『申請情報確定』ボタンを押下して確定します。）
⑤申請書・返信用封筒を経済産業局に郵送してください。

【GビズIDを利用せずに手続きを行う場合】
③『申請情報確定』ボタンを押して、申請情報を確定します。
④申請書・返信用封筒を経済産業局に郵送してください。

※申請書及び委任状に記載される住所以外に返信用封筒による郵送を希望する場合は、連絡票を添付することが必要です。添付漏れがないか再確認をお願いします。
※ただし、返信用封筒に記載できる郵送先は、申請者及び申請代行事業者と同一法人の宛先（支店・営業所など）に限ります。
※郵送方法については、該当する申請種別をクリックして遷移するリンク先のページを確認してください。
・新規申請の場合
・新規申請以外の場合

※申請情報確定までの手順が記載されているので、手順に従い必ず申請情報確定まで行ってください

「申請書印刷」ボタンをクリックします
注意メッセージが表示されます

3-10.変更手続/申請書印刷

申請書を印刷した後の注意文が表示されます

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

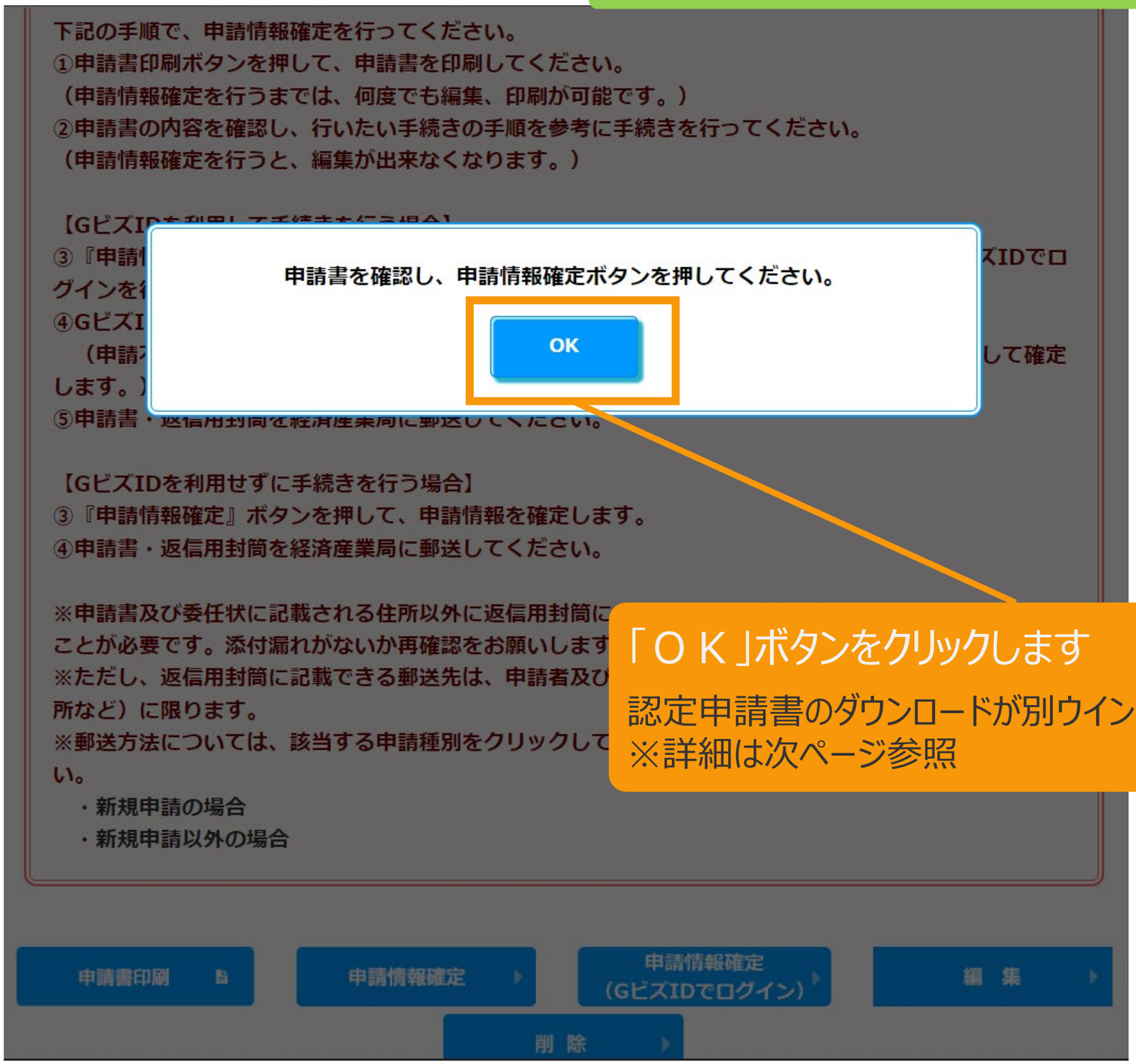

「ＯＫ」ボタンをクリックします

認定申請書のダウンロードが別ウインドウで始まります
※詳細は次ページ参照

3-10.変更手続/申請書印刷

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

申請書印刷の確認をします

申請書のダウンロード処理が実行されるので、ファイルを保存し、開いて内容を確認してください

※ブラウザによっては、自動で保存されます

※ポップアップがブロックされた場合

「ポップアップがブロックされました」と表示された場合、**マニュアル68P**を確認し、ポップアップ ブロック機能の解除を行ってください

3-10.変更手続/申請書印刷

【申請書の保存・印刷時の注意点】
申請書の印刷には、「ポップアップ ウィンドウ」を利用しています。
ご利用のブラウザの設定によっては、「ポップアップ ブロック機能」により、申請書が印刷できない場合があります。
「ポップアップ ブロック機能」の解除方法をいくつかご案内いたしますので、お手数ですが設定をお願いいたします。

<Chromeの場合>
①ポップアップブロックが設定されている状態で申請書の印刷を行うと、画面右上に「ポップアップがブロックされました」と表示されます。
②この表示部分をクリックすると詳細画面が表示されますので、表示されたURLをクリックいただくか、「サイト上のポップアップを常に許可する」を選択いただく必要があります。

※利用されているブラウザがマイクロソフト社のEdgeの場合、レイアウトが崩れるなどの理由により、画面上の表示または印刷が正しく行われないことがありますので、一度ダウンロードを行った上で、Adobe社のReaderソフト(Adobe Acrobat ReaderDCソフトウェア：無料）を使用して表示を行い、印刷をしてください。

3-11.変更手続/申請情報確定

申請書の内容を確認し、
内容に問題がなければ、申請情報確定を行います

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

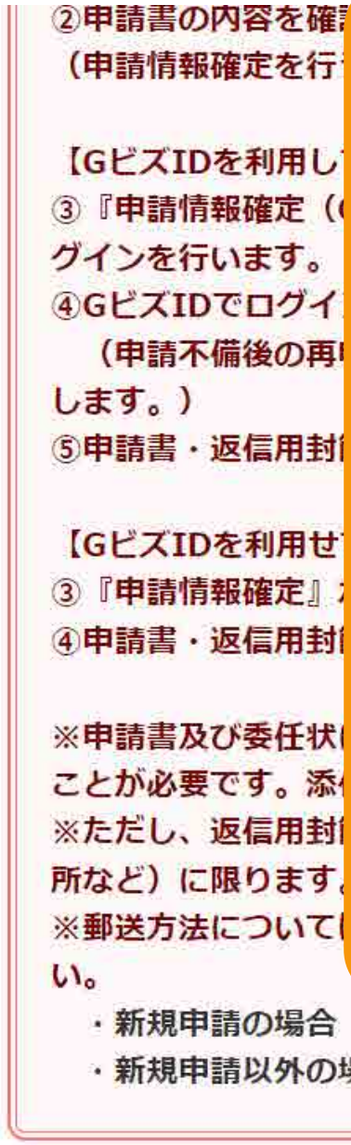

「申請書印刷」ボタン

ボタンが表示されている間は、何度でも申請書を印刷することができます。

「申請情報確定」ボタン　**※GビズIDを利用せずに手続きを行う場合**

申請書を確認し、問題がなければクリックします。**※マニュアル70Pへお進みください**
※申請情報確定後は**編集・手続きの切り替え**が出来なくなりますのでご注意ください。

「申請情報確定（GビズIDでログイン）」ボタン　**※GビズIDを利用して手続きを行う場合**

申請書を確認し、問題がなければクリックします。**※マニュアル72Pへお進みください**
※申請情報確定後は**編集・手続きの切り替え**が出来なくなりますのでご注意ください。
※申請不備後に申請内容の修正を行う場合は［申請情報確定］ボタンで確定してください。

「編集」ボタン

申請内容を修正したい場合、クリックして再度編集を行うことができます。

「削除」ボタン

当該申請を取り下げ（削除し）たい場合、クリックして取り下げ（削除す）ることができます。

3-11.変更手続/申請情報確定（GビズIDを利用しない場合）

[GビズIDを利用せずに手続きを行う場合]
太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

申請書の内容を確認し、内容に問題がなければ、申請情報確定を行います

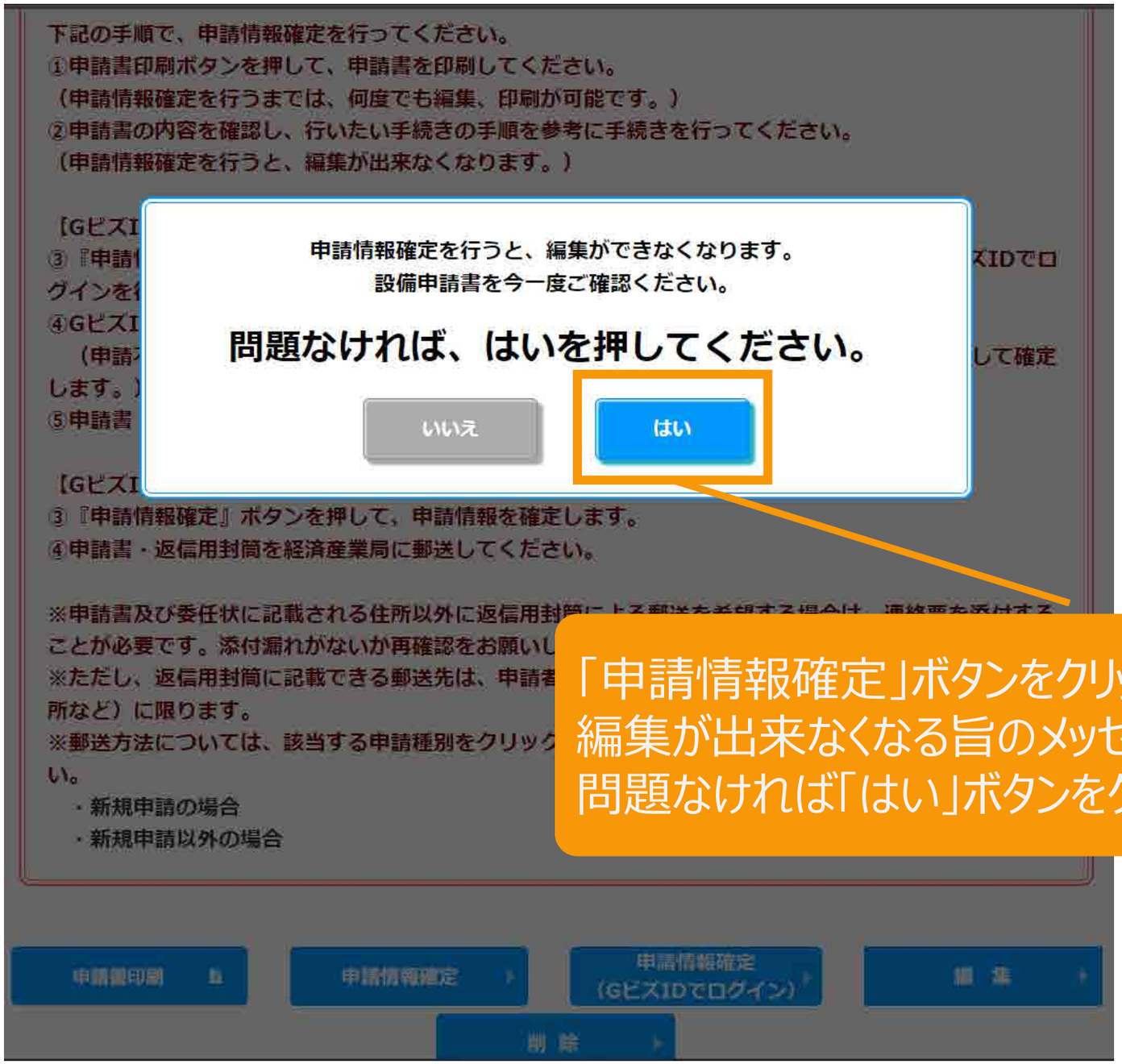

「申請情報確定」ボタンをクリックすると
編集が出来なくなる旨のメッセージが表示されます
問題なければ「はい」ボタンをクリックしてください

3-11.変更手続/登録完了（GビズIDを利用しない場合）

[GビズIDを利用せずに手続きを行う場合]
太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

GビズID認証を利用せずに手続きを行う場合、
申請状態は、「申請書出力済」に自動更新されます。

3-12.変更手続/申請情報確定（GビズIDを利用する場合）

[GビズIDを利用して手続きを行う場合]
太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

申請書の内容を確認し、内容に問題がなければ、申請情報確定を行います

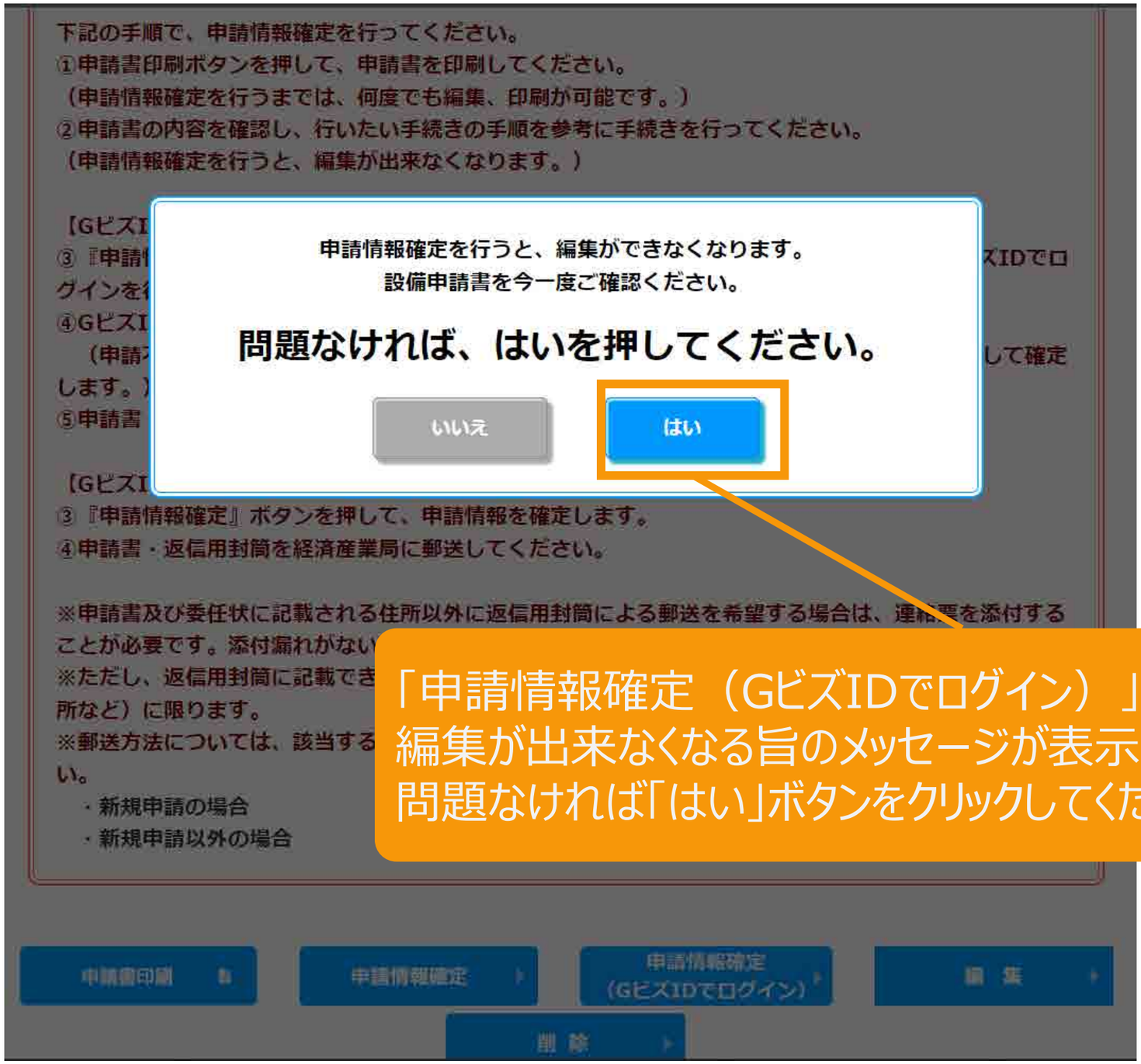

「申請情報確定（GビズIDでログイン）」ボタンをクリックすると
編集が出来なくなる旨のメッセージが表示されます
問題なければ「はい」ボタンをクリックしてください

3-12.変更手続/GビズID認証（GビズIDを利用する場合）

[GビズIDを利用して手続きを行う場合]
太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

GビズIDを利用して手続きを行う場合（申請書一式の郵送は不要になります。）、
GビズIDログインをクリックして、GビズID認証を行います

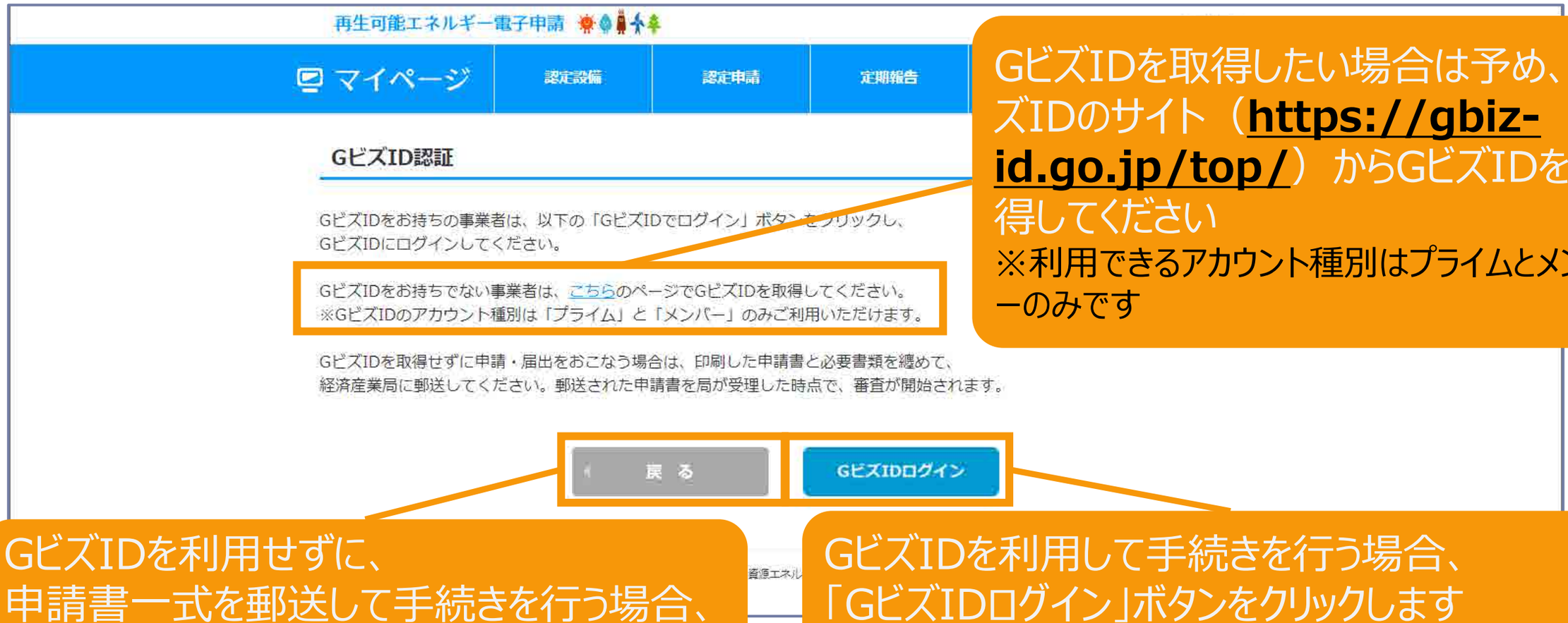

GビズIDを取得したい場合は予め、GビズIDのサイト（**https://gbiz-id.go.jp/top/**）からGビズIDを取得してください
※利用できるアカウント種別はプライムとメンバーのみです

GビズIDを利用せずに、
申請書一式を郵送して手続きを行う場合、
「戻る」ボタンをクリックします

申請内容参照画面に戻ります
※マニュアル69P
申請内容参照画面へお進みください

GビズIDを利用して手続きを行う場合、
「GビズIDログイン」ボタンをクリックします

GビズID認証画面に進みます
※GビズID認証方法は【GビズID認証】マニュアルを参照してください
※GビズID認証完了後、マニュアル74Pへお進みください

3-12.変更手続/登録完了（GビズIDを利用する場合）

[GビズIDを利用して手続きを行う場合]
太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

GビズID認証が完了すると申請内容参照画面に戻り、申請完了となります。
申請状態は、「申請書出力済（認証済）」に自動更新されます。

3-13.変更手続/申請情報確定取り下げ

申請情報確定の取り下げを行います

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

保守点検及び維持管理費用総額（円）（税抜き）	150,000
廃棄等費用	廃棄等費用の総額（円）（税抜き）：20,000 廃棄等費用の算定方法：150000-130000 積立開始時期：201601 積立終了時期：202405 毎月積立金額（円）（税抜き）：25,000

申請の取り下げを行う場合は
「申請情報確定取り下げ」ボタンをクリックします

再印刷

申請情報確定取り下げ

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

3-13.変更手続/申請情報確定取り下げ

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

申請情報確定の取り下げを行います

申請情報の確定を取り下げて、
申請情報確定取り下げ完了画面へ進みます

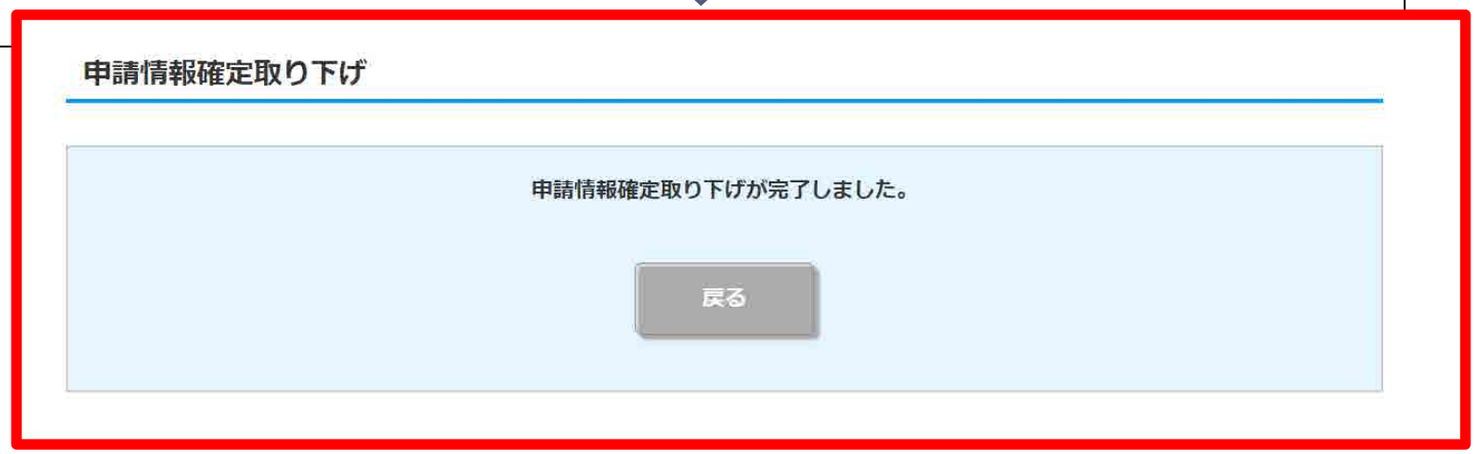

4.改訂履歴

版	改訂履歴	改訂内容	備考
1.0	2017/04/24	新規作成	
2.0	2017/08/23	P.19~21　保守点検及び維持管理計画の必須を削除 ※変更前に既に入力されている場合は必須 正確な運転開始日の説明を追加※未来日を入力できないチェックを追加 P.23　画像を差し替え	
3.0	2017/10/06	P.4　変更手続整理表の案内のページを変更 P.5~18　変更手続き整理表差し替え P.23　変更手続整理表の案内のページを変更 P.24　吹き出しのページを変更	
4.0	2017/10/23	P.3,4,15,20~29,34　画像を差し替え P.24　接続契約締結日の説明を追記	
5.0	2017/12/04	P.5~21　変更手続整理表差し替え P.22~41　ページ番号変更	
6.0	2017/12/28	P.27,28,29,34　画面差し替え、誤記修正の説明追加	
7.0	2018/01/17	P.28　画面差し替え、太陽光の合計出力部分の記載を変更	
8.0	2018/04/02	P.20,21,22　変更整理表変更 P.30,34,39~42　ページ差し替え、添付ファイル方法変更	
9.0	2018/07/10	P.5~21　変更手続整理表差し替え	
10.0	2018/08/08	P.5~21　変更手続整理表差し替え	
11.0	2018/11/20	P.30　誤記修正	
12.0	2018/12/01	P.27,53　画面差し替え	
13.0	2018/12/13	P.1　文言修正	
14.0	2019/04/01	2019年省令改正による大幅修正	
15.0	2019/05/07	P.3,4,23,24,35,46　画面差し替え	

4.改訂履歴

版	改訂履歴	改訂内容	備考
16.0	2019/06/18	P.42　画面差し替え	
17.0	2019/07/22	P.1,27,34~35　画面差し替え,内線番号項目追加	
18.0	2019/08/22	P.31,33　画面差し替え,変更理由区分追加	
19.0	2019/09/18	P.33　必須の説明追加	
20.0	2019/11/01	全体構成の修正	
21.0	2020/04/01	P.39　追加	
22.0	2020/04/06	P.5~24　変更整理表の最新化 P.29,30　吹き出しのページ数修正	
23.0	2020/10/26	P.35　画面差し替え	
24.0	2021/04/01	画面の最新化、太陽光50kW未満以外のパターン追加	
25.0	2021/04/05	P.5～P.25　変更整理表の最新化,それに伴うページ番号修正	
26.0	2021/09/10	P.56,61～65 画面差し替え、文言修正、追加	
27.0	2022/04/01	全体構成の修正	
28.0	2022/06/14	P.1,2,63　対応ブラウザ変更	
29.0	2022/07/01	P.44　需給管理の方法、電気の取引方法項目追加	
30.0	2022/07/08	P.60～62,65,66,68　画面差し替え	
31.0	2022/11/28	P.48　画面差し替え	
32.0	2023/01/06	P.32,33,45　画面差し替え、説明文修正	
33.0	2023/04/01	P.5～25　変更整理表の最新化 P.45,51～53　追加 P.31　説明文修正 P.33　画面差し替え	

4.改訂履歴

版	訂履歴	改訂内容	備考
34.0	2023/05/12	P.5～25　変更手続整理表差し替え	
35.0	2023/09/20	P.54～58　説明文追加、画面差し替え	
36.0	2023/10/18	ページ数変更	
37.0	2023/12/14	P.5～25　変更手続整理表最新化	